

ロシアの労働経済動向と労働法制研究ノート

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
アシスタント・フェロー 崔 在東
研究調整部長(兼)研究員 浅尾 裕

《要旨》

本論文は、プーチン大統領の下で安定感を増し、改めて出現した巨大な隣国であるロシア連邦について、その労働経済や労働法制の現状を整理したものであり、ロシア（特に極東地域）との経済関係の拡大を通じた我が国日本海側地域における経済発展、雇用開発の展望に関する研究の第一歩である。

ロシアの経済社会は、2000年以降持続的な経済成長を遂げ、失業情勢もなお高水準ながら着実に改善するなど、安定感を増してきている。その労働政策も2002年2月に新しい労働法典が施行され、欧州大陸型に似た労働法体型が整備されてきている。

最近においても、中堅所得層の出現とその消費需要の盛り上がりがあり、また外国からの直接投資も堅調に推移するなど、新たな経済パートナーとしての条件が成熟しつつあり、今後我が国との本格的な経済関係の進展が期待できる状況にある。

(備考) 本論文は、執筆者個人の責任で発表するものであり、独立行政法人 労働政策研究・研修機構としての見解を示すものではない。

ロシアの労働経済動向と労働法制研究ノート¹

崔 在東（アシスタント・フェロー）²

浅尾 裕（研究調整部長（兼）研究員）

はじめに

経済的に「失われた10年」といわれるのは、日本だけではない。ロシアもそうである。ソ連が解消したのは1991年12月であるが、1990年代においてロシア経済は非常に苦しい時期を経験した。だが、プーチンが首相から大統領へと中央政界に姿を表したあたりから、そうしたロシア経済も安定した成長を示し始めている。

我々の関心はまず、改めて出現した巨大な隣国について、現在どのような状況になっているのかを知りたいということにある。もとより、労働分野に力点がある。そのうえで、かつてソ連が解体し自由経済体制に移行を始めた時期において、特に日本海側の地域を中心に盛り上がりを見たロシア極東地域とともに経済発展をめざす構想が、改めて見直されてもよいのではないか、という問題意識を持つ。当然このことは、こうした地域における雇用開発の視点に連なっていくべきものであろう。

このディスカッションペーパーは、この面での蓄積のあまりない我々が、こうした問題意識のみを頼りに今年後半から開始した研究における初歩的な整理に過ぎない。研究というよりは勉強といった方がよいかも知れない段階でのとりまとめでしかないが、自由経済体制ロシアの労働経済と労働法制との現状の理解に、いささかでも貢献するところがあれば望外の喜びである。

以下、第1章においてはロシアの労働経済の概況を、1991年以降の動きを含めて整理し、第2章においてはロシアの労働法制の概況を、ロシアの国家的枠組みとともに整理した。ついで、末尾で我々の研究の今後の課題を整理している³。

目次

第1章 ロシアの労働経済動向の概観（1991年～2003年）	2
第2章 ロシア国家の枠組と労働法典	30
今後の課題	49

¹ この小論は、労働政策研究・研究機構の研究（ロシアにおける労働政策・労働法に関する研究）の平成15年度中間報告である。

² 崔在東は、ロシア経済史による経済学博士（東京大学）である。浅尾裕は、厚生労働省からの出向者である。いずれにしても、両人とも経済学をベースとしている。

³ 第1章は崔が、第2章その他は浅尾が、それぞれ執筆を担当した。

1 ロシアの労働経済動向の概説（1991年～2003年）

1-1 ロシア経済の動向

1-1(1) 1991年のソ連邦崩壊と1992年初頭の価格自由化措置

1-1(1) 1 ショック療法と価格の自由化

1991年夏のクーデターによってペレストロイカを進めてきたゴルバチョフ政権が倒れ、ソ連邦の体制が崩れた。新しく成立したロシア連邦共和国のエリツィン政権は従来の社会主義体制の全面的な否定の上に誕生した政権であった。そのため、政権成立後に取られた一連の経済政策は基本的にそのような性格を保っていた。

エリツィン政権のガイダール副首相が率いる経済チームは、1992年上半期に、価格の自由化、小さな政府（緊縮財政と不干涉主義）と為替の自由化などを中心とした「ショック療法」を断行し、急速な体制転換を試みた。

ショック療法の模範となっていたのは、ポーランドにおける成功であったが、ロシアにおいては次に見るように、東欧諸国の中で最も大きな混乱と落ち込みを被る結果となった。

1-1(1) 2 旧社会主義諸国との比較：ロシアにおける急激な落ち込み

「ショック療法」は、ロシアをはじめとして旧社会主義諸国に共通的に行われたが、ロシアにおけるショックは最も深く、最も長く続いていた。下の表で見られるように、東欧諸国の中で、ポーランドを筆頭にほとんどの国が1994年にはGDP実質成長率においてプラスに転じていたが、ロシアだけは1997年にやっとわずかにプラスに転じたものの、1998年に経済危機によって再びマイナスに陥り、後述するように1999年になってやっと安定的な成長率を示すようになった。

表1-1 - GDP実質成長率の比較（％）

区分	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
ポーランド	- 11.6	- 7.0	2.6	3.8	5.2	7.0	6.1	6.9
ハンガリー	- 3.5	- 11.9	- 3.1	- 0.6	2.9	1.5	1.3	4.4
チェコ	- 1.2	- 11.5	- 3.3	0.6	3.2	6.4	3.9	1.0
スロバキア	- 2.5	- 14.6	- 6.5	- 3.7	4.9	6.9	6.6	6.5
ルーマニア	- 5.6	- 12.9	- 8.8	1.5	4.0	7.2	3.9	- 6.6
ブルガリア	- 9.1	- 11.7	- 7.3	- 1.5	1.8	2.9	- 10.1	- 6.9
ロシア	- 3.0	- 5.0	- 14.5	- 8.7	- 12.7	- 4.1	- 3.5	0.8

出所：大津定美・吉井正彦編『経済システム転換と労働市場の展開』日本評論社、1999年2月、4頁から引用

ロシアにおけるほぼ 10 年間にわたる GDP のマイナス実質成長率は、後述するように、1989 年に比べて GDP が 1998 年にはほぼ半減するという衝撃的な結果となった。このことは、同じ期間に中国の GDP が 2 倍以上になったこととは対照的である。栖霞は生産が半減するという衝撃的な結果を日本における第二次世界大戦の敗北の打撃に匹敵するものであるとし、またある者はヨーロッパの人口の 4 割を無くした 14 世紀半ばの「ペスト」に類似すると指摘した。

このような急激な落ち込みが生じた理由としては、まず移行開始以前の生産と貿易の構造上の問題が挙げられる。具体的には、巨大な軍需産業の存在、過剰な工業化とサービス部門の未発達、未発達な外国貿易と貿易構造のゆがみが指摘された。第 2 の理由は、ソ連邦の崩壊による衝撃、すなわちソ連という一つの国家の内部における資源の流れが 15 の共和国へと解体分裂し、国境によって断絶してしまったことである。さらに、社会主義の歴史が長く、社会主義以前に資本主義または商品経済が未発達していたことなどが挙げられている⁴。

生産の急激な落ち込みの裏腹には、社会主義下の国有企業および地方自治団体所有企業の民営化が進められた。

1 1(1) 3 国有企業および地方自治団体所有企業の民営化

ロシアにおける国有企業および地方自治団体所有企業の民営化は時期によって異なるいくつかの方法によって進行していたが、1993 年から 2001 年までの民営化の推移を見ると、以下の表の通りである。

表 1 - 1 - ロシアにおける民営化の推移

区分	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
全体	42924	21905	10152	4997	2743	2129	1536	2274	2287
ソ連邦	7063	5685	1875	928	374	264	104	170	125
ロシア連邦	9521	5112	1317	715	548	321	298	274	231
地方	26340	11108	6960	3354	1821	1544	1134	1830	1931

出所：Российский статистический ежегодник 2002. С. 332.

表 1 - 1 - で見られるように、ロシアにおける国有企業および地方自治団体所有企業の民営化は、1993 年から 1995 年にかけて急速に行われ、その後は緩慢に行われている。

1996 年以降においても、国家および地方政府が所有する企業は漸次民営化され、その割合は毎年下がっている。その反面、私有企業の割合が急激に増加し、2000 年に 74.4%、2001 年に 75.0%、2002 年に 75.8% を占め、私有企業の割合が圧倒的に高くなっていることが確

⁴ 中山弘正他『現代ロシア経済論』岩波書店、2001 年、4-10 頁。

認できる。2002年までの所有形態別企業や機関の数と割合の推移を見ると、以下の表の通りである。

表1 - 1 - 所有形態別企業・機関数と比率

	企業数 (1000社)							比率 (%)						
	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
全体	2250	2505	2727	2901	3106	3346	3594	100	100	100	100	100	100	100
国有	322	233	143	148	150	151	155	14.3	9.3	5.4	5.1	4.8	4.5	4.3
地方政府	198	184	178	183	198	217	231	8.8	7.3	6.5	6.3	6.4	6.5	6.4
社会団体	95	130	158	183	213	223	237	4.2	5.2	5.8	6.3	6.9	6.7	6.6
私有	1426	1731	2014	2147	2312	2510	2726	63.4	69.1	73.9	74.0	74.4	75.0	75.8
混合・法人 人等	209	227	235	240	234	247	245	9.3	9.1	8.6	8.3	7.5	7.3	6.8

出所：Российский статистический ежегодник 2002. С. 311.

ところで、所有形態別の就業者数および構成比の動向を見ると、後述するように、国家および地方政府の所有企業に勤める就業者の数と割合は緩慢に減少しているものの、依然として30%以上の高い割合を示している。反面、私有企業においては就業者の数は緩慢な増加が確認され、数の増加率に大きな遅れを取っている。このことは、大規模の国有企業の民営化は相対的に進んでいない状況が続いていることを意味している。

1 1(2) 1990年から2003年までの経済状況

1 1(2) 1 全体のマクロ状況

上述したように、ペレストロイカ以降、特に1991年におけるソ連邦の崩壊と1992年初頭における価格自由化措置によって、ロシアは大きな変化を被ることになった。1990年から2003年までににおける主要な経済指標の動向を見ると、表1 - 1 - の通りである。

表 1 - 1 - 主要経済指標の動向

区分	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002 ²	2003.9 ³
GDP(1989年=100)	97.0	92.2	78.8	71.9	62.8	60.2	58.2	58.7	55.8	57.6	62.0	65.1	67.7	72.2
工業(1990年=100)	100	92.0	75.4	64.8	51.3	49.6	47.6	48.5	46.0	49.7	54.2	56.9	59.2	63.2
農業(同)	100	95.5	86.5	82.7	72.8	67.0	63.6	64.5	56.0	58.3	61.2	65.8	66.8	65.1
建設(同)	100	88.0	59.0	54.2	43.9	40.0	33.7	31.6	29.5	31.1	29.5	31.0	31.8	36.4
サービス(同)	100	98.1	91.5	88.4	83.8	81.4	81.1	82.3	80.2	81.0	85.1	87.6	92.3	98.6
固定資本投資(同)	100	84.8	51.2	45.2	34.2	30.8	25.2	23.9	21.1	22.2	26.1	28.2	28.9	32.5
失業率(%)	/	/	5.2	5.9	8.1	9.5	9.7	11.8	13.3	12.9	10.1	8.9	8.0	8.4
人口(100万人)	148.0	148.5	148.7	148.7	148.4	148.3	148.0	147.5	147.1	146.7	145.9	144.8	144.0	143.2
平均寿命(年)	69.2	69.0	67.9	65.1	64.0	64.6	65.9	66.6	67.0	65.9	65.3	65.3	/	/
男性平均寿命(年)	63.8	63.5	62.0	58.9	57.6	58.3	59.8	60.8	61.3	59.9	59.0	59.0	/	/

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России январь 2003 года から作成, 3. Социально-экономическое положение России. 2003 год から作成.

この表から見られるように、経済全体において 1990 年に比較して、1998 年まで急激に落ち込みつづけ、部門別にはサービスがやや持ちこたえている程度で、農業、工業、建設部門の順に著しかった。一方、人口は減少を続けており、平均寿命や男性平均寿命においても大幅な低下が看取されている。経済指標は全体的に 1998 年の経済危機以降の 1999 年から漸次上昇を見せている。前年対比経済成長率を見ると、同様に 1999 年からプラスに転じ、1999 年 5.4%、2000 年 8.3%、2001 年 5.0%、2002 年 4.3%、2003 年 6.7%を記録している。その主な原因としては、ルーブリレート的大幅な引下げ、一次産品の国際価額の上昇、企業の投入コストの相対的低下が挙げられている⁵。

工業の各部門における生産状況を見ると、繊維・衣類・靴などを生産する軽工業部門において最も生産低下が大きく、その次が建設資材、木材製紙、機械の順であった。とりわけ軽工業部門においていわゆる産業空洞化の現象が見られている。逆に、生産低下が最も少なかったのは電力、燃料、製鉄の順である。1990 年を 100 とする場合の工業各部門の生産指標を見ると、以下の表の通りである。

⁵ 二村秀彦他『ロシア経済 10 年の軌跡：市場経済化は成功したか』ミネルヴァ書房、2002 年 9 月、2-4 頁。

表 1 - 1 - 工業各部門の生産指数 (1990年=100)

区分	比重	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002	2003 ²
工業	100	100	92.0	75.4	64.8	51.3	49.6	47.6	48.5	46.0	49.7	54.2	56.9	59.0	63.2
電力	9.1	100	100.3	95.3	90.5	82.4	79.9	78.3	76.7	75.2	75.4	76.7	78.2	82.9	83.7
燃料	19.9	100	94.0	87.4	76.9	69.2	68.7	68.0	68.2	66.8	68.2	71.6	75.9	83.0	90.7
製鉄	9.0	100	93.0	78.1	64.8	53.8	59.2	58.0	58.6	53.9	61.5	71.0	70.9	80.1	87.2
非鉄	10.1	100	91.0	68.3	58.7	53.4	55.0	52.8	56.0	53.2	58.0	64.5	67.7	77.9	82.7
化学	6.4	100	94.0	73.3	57.9	44.0	47.5	44.2	46.0	42.8	51.7	59.1	62.1	64.8	67.7
機械	18.6	100	90.0	76.5	64.3	44.3	40.3	38.3	39.9	37.1	42.3	48.8	52.2	50.5	55.2
木材製 紙	4.5	100	91.0	77.4	62.7	43.9	43.6	36.1	36.5	36.3	42.5	46.5	47.9	46.7	47.4
建設資 材	3.1	100	98.0	78.4	65.9	48.1	44.2	36.7	35.2	33.1	35.8	38.5	40.8	42.2	44.9
軽工業	1.6	100	91.0	63.7	49.0	26.5	18.5	14.5	14.2	12.6	15.1	18.5	19.4	19.0	18.6
食品	12.6	100	91.0	76.4	69.6	57.7	53.1	51.0	50.6	49.6	53.5	57.3	61.9	63.9	67.2

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России. 2003 год. №. 12. С. 17-19.

ところが、1999年からの経済上昇については、その主な理由が構造的改革によるものでなく、外部的要因の変化に恵まれていることに過ぎないという見解が優勢であり⁶、持続的で安定的な経済発展のためには、コーポレート・ガバナンス改革を含む積極的な構造改革、内需の拡充と国内投資の拡大、外国資本の積極的誘致などが必要である。

1 1(2) 2 産業構造の転換

前節において検討した生産の低下は当然ながら、産業構造に大きな変化を与えている。とりわけ「経済のサービス化」の進展が最も重要な特徴として指摘されている。GDPに占める財生産部門とサービス生産部門の割合を見ると、以下の表の通りである。1991年にGDPに占める財生産部門の割合は62.8%であったが、一貫して減少し、2003年には39.9%まで下がった。それに対して、サービス産業部門は1991年における割合は37.2%であったが、持続的に割合が増加し、1994年に財生産部門を上回り、2003年には60.1%を示した。

表 1 1 - GDPの財・サービス構成の推移

区分	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998 ¹	1999	2000	2001	2002 ²	2003 ³
財生産	62.8	48.4	50.9	48.8	45.1	45.5	43.3	42.8	45.1	45.0	42.9	40.2	39.9
サービス 産業	37.2	51.6	49.1	51.2	54.9	54.5	56.7	57.2	54.9	55.0	57.1	59.8	60.1

出所：1. Национальные счета России в 1991-1998 годах. 1999. С. , 2. Национальные счета России в 1995-2002 годах. 2003. С. 56, 3. Социально-экономическое положение России. 2003 год. С. 11.

⁶ 中山弘正他『現代ロシア経済論』岩波書店、2001年6月、14-15頁、二村秀彦他(2002)2-4頁。

ところで、「経済のサービス化」の主たる原因は、財の生産部門における生産低下率がサービス部門における低下率より高いことにある。すなわち、サービス部門における拡大や発展によるサービス化ではないということに構造的な問題が存在していると否定的評価が一般的な見方である。一方、1999年から確認できるGDPの増加は主に財の生産部門における伸張に起因しており、大きな変化である。

表1 - 1 - 財・サービス生産の部門別生産高増減（前年比実質）

区分	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000 ¹	2001	2002 ²	2003.9 ³
GDP合計	-14.5	-8.7	-12.7	-4.1	-3.4	0.9	-4.9	5.4	8.6	5.0	4.3	6.7
財生産	-18.2	-12.1	-18.5	-5.0	-6.4	0.3	-7.4	10.7	10.7	6.5	3.2	6.4
サービス生産	-6.7	-3.4	-5.2	-2.9	-0.4	1.5	-2.5	1.8	6.2	3.5	5.4	6.8

出所：1. Российский статистический ежегодник, 2. Социально-экономическое положение России. Январь 2003 года. С. 10, 3. Социально-экономическое положение России. 2003 год. №. 12. С. 12.

産業別の企業・団体数の変動推移を見ると、以下の表の通りである。下の表で見られるように、最も大きな比重を占めており、また最も大きな増加を見せているのは、断然として商業部門である。ほぼ毎年10万社以上が新しく作られており、2002年には1994年の4倍強の増加を示している。その次が運送・通信分野において、1994年から2002年の間に3倍ほどの増加、鉱工業と建設業関連は2倍程度の増加が見られている。

表 1 - 1 - 産業別企業・団体数の変動推移

(単位：千社)

区分	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
全体	1245	1946	2250	2505	2727	2901	3106	3346	3549
鉱工業	212	289	310	324	339	352	372	384	402
農業	121	287	335	339	338	332	324	318	314
林業	4.6	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.4	4.6	4.7
建設	164	235	259	274	287	298	309	323	342
運輸	36.0	47.5	53.1	62.7	60.1	67.4	73.9	80.8	88.4
通信					11.1	12.1	13.0	14.0	15.1
商業・公共食堂他	302	525	640	746	852	935	1033	1153	1271
卸売業	25.3	31.8	33.9	36.9	39.4	41.1	43.2	50.2	57.9
情報・統計	7.6	9.5	10.0	10.9	11.8	12.6	13.7	16.8	20.2
不動産関連事業	2.3	4.8	7.3	9.6	12.3	15.7	20.3	25.8	31.6
市場安定化関の連商業活動	39.9	58.2	66.7	77.4	88.0	97.8	108.5	125.6	141.9
地質学・資源開発	2.7	3.8	4.2	4.5	4.8	5.1	5.5	5.8	6.3
住宅・公営事業	13.2	23.5	34.3	37.9	40.3	42.2	44.8	47.7	51.6
日常の非生産的活動	12.6	17.7	18.7	19.5	20.8	22.0	23.6	25.4	27.4
保健・社会保障	42.5	56.5	63.7	68.6	73.7	79.1	84.5	92.2	100.6
教育	33.3	44.3	57.5	70.0	83.5	96.7	111.8	129.6	143.3
文化・芸術	26.8	33.5	37.3	40.2	43.9	47.8	51.2	55.0	59.7
科学	72.2	91.1	96.8	100.5	103.9	105.7	107.7	111.2	114.0
金融・信用・保険	21.9	36.6	43.6	47.7	50.9	52.4	53.5	56.5	60.2
管理	61.0	72.4	78.8	83.0	85.2	85.7	85.5	80.4	78.1
その他	18.3	41.1	57.2	105.3	129.0	144.6	166.8	184.4	196.2

出所：Российский статистический ежегодник から作成。

1 1(2) 3 対外貿易の動向

1992 年からの 2002 年までの時期におけるロシアの貿易動向を見ると、表 1 - 1 - の通りである。最も大きな特徴は、他の全部門において生産の著しい低下が発生する中で、唯一に対外貿易部門だけにおいて大幅な黒字を記録しており、その幅もますます増加を見せている。

表 1 - 1 - ロシアの貿易動向

(単位：10 億ドル)

区分	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002	2003.11 ²
輸出	53.6	59.6	67.5	82.9	90.6	89.0	74.9	75.7	105.6	103.2	107.3	121.5
輸入	43.0	44.3	50.5	62.6	68.1	72.0	58.0	39.5	44.9	53.8	61.0	67.1
黒字	10.6	15.3	17.0	20.3	22.5	17.0	16.9	36.2	60.7	49.4	46.3	54.4

出所：1. Российский статистический ежегодник. 2002. С. 614, 2. Социально-экономическое положение России. 2003 год. С. 114-115.

ロシアによる輸出や輸入の品目的内訳を見ると、以下の表の通りである。輸出品としては、鉱物性生産物と金属などが占める割合が最も高く、両方を合わせると 70% 前後である。一方、輸入品では、機械・設備・運送機器が占める割合が最も高く、その次が消費財（食品

など)と繊維・繊維製品であるが、その比重は低くない。とりわけ後者はロシア国内市場をほとんど席卷し、国内産業の成長や基盤調整を著しく遮っている。

表 1 - 1 - 貿易の品目別内訳

区分	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
輸出	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
鉱物性生産物	52.1	46.7	45.1	42.0	48.1	48.4	42.8	44.9	53.8	54.7
金属・貴石・銅製品	16.4	23.2	26.4	26.1	24.1	24.0	27.6	26.1	21.7	18.8
機械、設備、運送機器	8.9	6.5	8.3	9.9	10.0	10.7	11.4	10.9	8.8	10.5
その他	22.6	23.6	20.2	22.0	19.4	17.9	18.8	19.4	15.6	16.0
輸入	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
機械、設備、運送機器	37.7	33.8	35.2	33.7	32.1	35.3	35.6	33.3	31.4	34.1
食品、農業原料	26.0	22.2	27.7	28.2	25.0	25.1	24.8	26.7	21.8	22.0
繊維、繊維製品	12.2	13.9	7.9	5.5	5.0	4.5	4.1	5.2	5.9	5.4
その他	24.1	30.1	29.2	32.6	38.0	35.1	35.2	35.2	40.5	38.5

出所：Российский статистический ежегодник. 2002. С. 619.

貿易相手の地域別の割合を見ると、ヨーロッパ諸国が最も圧倒的に高い割合を占め、1999年と2000年に輸出では55.3%と57.8%、輸入では45.4%と41.4%である。その次のCIS諸国は輸出では14.7%と13.4%、輸入では27.6%と34.3%、アジア諸国は輸出では17.9%と18.7%、輸入では11.1%と10.5%、米州は輸出では10.6%と8.9%、輸入では13.8%と12.1%である。CIS諸国との貿易はコメコンの解体やソ連邦の崩壊によって1990年代初頭一時期激減していたが、地域の安定化と共に、安定的な基調を取り戻している。ヨーロッパ諸国の中では単一国家としてはドイツが圧倒的に高い比重を占め、輸出と輸入の両面において高いシェアを示している。アジアにおいては中国と韓国の比重が高く、日本は遅れをとっている。

1 1(2) 4 外国人の投資

外国人による投資の推移を見ると、以下の表の通りである。外国人による投資は、1997年から急激な増加が確認される。投資種類別に見ると、直接投資の割合は相対的な減少を見せ、有価証券投資はロシアにおける証券市場の未発達のためにわずかな割合しか占めていない。最も大きな割合を占めているのは、貸付部門である。2001年には外国人による投資のおよそ7割を占めている。

表 1 - 1 - 外国人による投資の推移

(単位：百万ドル)

区分	1995		1997		1998		1999		2000		2001 ¹		2002 ²	
	US \$	%	US \$	%	US \$	%								
投資総額	2983	100	12295	100	11773	100	9560	100	10958	100	14258	100	19780	100
直接投資	2020	67.7	5333	43.4	3361	28.6	4260	44.6	4429	40.4	3980	27.9	4002	20.2
有価証券投資	39	7.5	681	5.5	191	1.6	31	0.3	145	1.3	451	3.2	472	2.4
その他の投資	924	31.0	6281	51.1	8221	69.8	5269	55.1	6384	58.3	9827	68.9	15306	77.4
商品貸付	187	6.3	240	1.9	1671	14.2	1452	15.2	1544	14.1	1835	12.9	/	/
他貸付	493	16.5	4347	35.4	6297	53.5	3349	35.0	4735	43.2	7904	55.4	/	/
その他	244	8.2	1694	13.8	253	2.1	468	4.9	105	1.0	88	0.6	/	/

出所：1. Российский статистический ежегодник. 2002. С. 585, 2. Социально-экономическое положение России январь 2003 года. С. 145.

外国人による投資額の部門別割合を見ると、以下の表の通りである。投資額ベースにおいて最も大きな割合を占めているのは鉱工業への投資である。その次に大きな割合を示しているのは、商業と外食などの部門への投資である。とりわけ商業・外食などの部門への投資が最も大きな伸びを見せている。2001年には全投資額のおよそ4割を占め、鉱工業への投資額とほぼ同様の割合を見せた。

外国からの投資誘致額ベースにおける国別内訳を見ると、2000年においてドイツが占める比重が18.0%と圧倒的に高く、アメリカ15.9%、ロシアからの資本逃避先としてのキプロスが15.2%、フランス10.5%、イギリス9.6%、オランダ6.6%の順で、日本は1.6%を占めるにすぎない。日本の世界経済に占める位相と地理的近接さからみて、日本からのロシアへの投資は今後一層高くなることが予想される。

表 1 - 1 - 外国人による投資の部門別割合

区分	1995		1997		1998		1999		2000		2001		2002	
	US \$	%												
投資総額	2983	100	12295	100	11773	100	9560	100	10958	100	14258	100	19780	100
鉱工業	1291	43.3	3610	29.3	4698	39.9	4876	51.0	4721	43.1	5662	39.7	7332	37.1
建設	217	7.3	268	2.2	237	2.0	97	1.0	86	0.8	95	0.7	126	0.6
運送	11	0.4	50	0.4	318	2.7	521	5.5	1020	9.3	758	5.3	174	0.9
通信	88	2.9	145	1.2	271	2.3	386	4.0	927	8.5	501	3.5	436	2.2
商業・外食等	507	17.0	733	6.0	1201	10.2	1622	17.0	1954	17.8	5290	37.1	8880	44.5
金融・保険	406	13.6	4763	38.7	900	7.6	114	1.2	274	2.5	127	0.9	130	0.7
市場造成活動	145	4.9	2299	18.7	1426	12.1	190	2.0	271	2.5	792	5.6	1355	6.9
その他部門	318	10.6	427	3.5	2722	23.2	1754	18.3	1705	15.5	1033	7.2	/	/

出所：1. Российский статистический ежегодник. 2002. С. 585, 2. Социально-экономическое положение России январь 2003 года. С. 145-146.

1 - 2 現代ロシアの労働事情

1 - 2(1) 就業構造と就業構造の変化

1991年ソ連邦の崩壊とショック療法政策の推進に伴って、上述の1-1(2)で検討したように、ロシアにおいては全産業部門にわたって急激な生産の低下が生じた。部門別には鉱工業と建設部門における低下が著しかった。これによって、産業構造も変化を被ることになり、それと同時に就業構造においても大きな変化が生じるようになった。

1991年から続いている生産の持続的低下は、当然ながら各部門における従業者数の著しい減少をもたらした。産業全体においては、1990年に7533万人であったが、1998年には6381万人となった。その後、1999年から2001年にかけて反騰を見せているが、まだ1997年の水準を超えていない状況である。

産業部門別に就業者数の推移を見ると、以下の表の通りである。就業者数の減少は、財生産部門に集中し、1990年から2001年まで一貫している。中でも建設業と鉱工業において、就業者数の減少が最も大きい。それに対して、サービス産業部門においては逆に1990年から2001年までの間に一貫して、就業者の数が増加している。とりわけ商業と管理部門において最も大きな増加が見られた。

表1-2 産業部門別就業者数の推移

(単位：万人)

区分	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
全体	7533	7385	7201	7085	6848	6644	6595	6469	6381	6396	6433	6471
財生産部門 全体	4179	4087	3955	3829	3589	3339	3175	2938	2784	2812	2815	2791
鉱工業	2281	2241	2132	2081	1858	1718	1637	1491	1416	1430	1454	1469
農業	973	974	1010	1010	1028	974	926	859	872	850	837	794
林業	24	23	24	24	25	26	25	24	24	24	24	26
建設	902	849	789	714	679	621	588	566	509	508	500	502
サービス産業 部門全体	3136	3099	3054	3110	3119	3107	3203	3353	3403	/	/	/
運輸	493	488	477	456	448	438	435	428	401	406	414	412
通信	88	87	86	84	87	88	87	85	84	86	87	90
商業・公共食堂	587	563	568	637	648	668	680	873	931	932	942	1000
住宅・公営事業	322	316	299	298	302	298	320	336	341	336	332	326
保健・社会保障	424	431	423	424	439	445	453	442	446	450	450	453
教育・文化	723	728	752	724	738	732	731	714	703	706	702	702
科学	280	277	231	224	183	169	151	143	130	121	120	119
金融・保険	40	44	49	58	75	82	80	79	74	74	74	79
管理	160	153	136	151	153	189	266	258	278	286	293	288
その他	217	200	199	146	141	197	217	173	177	/	/	/

出所：Российский статистический ежегодник から作成。

上記の就業者数の推移を、各分野における構成比で見ると、財生産部門における就業者の割合は持続的に減少しているのに対して、サービス産業部門におけるそれは持続的な増加を示している。産業部門別の具体的な推移を見ると、以下の表の通りである。

表 1 - 2 産業部門別就業者の推移（構成比）

（単位：％）

区分	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
全体	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
財生産部門全体	55.5	55.3	54.9	54.0	52.4	50.3	48.1	45.5	43.7	44.0	43.8	43.2
鉱工業	30.3	30.4	29.6	29.4	27.1	25.9	24.8	23.0	22.2	22.4	22.6	22.7
農業	12.9	13.2	14.0	14.3	15.0	14.7	14.0	13.3	13.7	13.3	13.0	12.3
林業	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
建設	12.0	11.5	11.0	10.1	9.9	9.3	8.9	8.8	8.0	7.9	7.8	7.8
サービス産業部門全体	41.4	40.8	41.8	43.2	44.9	46.7	48.6	53.8	53.6	53.2	53.1	53.5
運輸	6.6	6.6	6.6	6.4	6.5	6.6	6.6	6.6	6.3	6.3	6.4	6.4
通信	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4
商業・公共食堂	7.8	7.6	7.9	9.0	9.5	10.1	10.3	13.5	14.6	14.6	14.6	15.4
住宅・公営事業	4.3	4.3	4.1	4.2	4.4	4.5	4.9	5.2	5.3	5.3	5.2	5.0
保健・社会保障	5.6	5.8	5.9	6.0	6.4	6.7	6.9	6.8	7.0	7.0	7.0	7.0
教育・文化	9.6	9.8	10.4	10.2	10.8	11.0	11.1	11.2	11.0	11.1	10.9	10.8
科学	3.7	3.7	3.2	3.2	2.7	2.5	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9	1.8
金融・保険	0.5	0.6	0.7	0.8	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2
管理	2.1	2.1	1.9	2.1	2.2	2.8	4.0	4.0	4.4	4.5	4.5	4.5
その他	3.1	2.9	3.3	2.8	2.7	3.0	3.3	2.7	2.7	2.8	3.1	3.3

出所：Российский статистический ежегодник から作成。

また、鉱工業の分野別に生産部門における年間平均就業者の数の動向を見ると、以下の表の通りである。下の表で見られるように、鉱工業の中でも分野別に就業者数の動向は異なる傾向を見せている。すなわち、電力や非鉄は持続的な増加を見せており、燃料、製鉄、非鉄、化学の分野においては横ばいが続き、大きな減少は見られていない。これに対して、軽工業、建設資材、木材・製紙の分野においては著しい減少が発生している。こうして、鉱工業において見られている就業者数の減少は、主として軽工業、建設資材と木材・製紙分野において生じている。とりわけこれらの分野においては 1999 年以降の経済回復期においても減少が続いている。

表 1 - 2 - 鋳工業の生産部門就業者数の推移

(単位：万人)

区分	1970	1975	1980	1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
鋳工業	2021	2143	2275	2310	2100	2012	2002	1886	1744	1601	1493	1401	1317	1308	1329	1328
電力	36.2	41.3	46.7	52.2	54.5	56.3	62.6	66.6	71.0	75.0	79.0	81.0	84.2	88.0	91.3	94.2
燃料	78.2	72.3	80.9	86.1	80.1	81.5	87.0	88.6	86.0	84.6	85.6	82.1	79.4	73.8	73.0	80.6
製鉄	75.8	77.5	82.4	85.4	78.5	77.2	79.5	78.8	73.8	72.7	72.7	68.3	67.3	67.6	71.1	72.7
非鉄	47.9	49.0	51.7	52.7	48.7	50.2	53.2	54.2	51.7	54.9	53.7	50.8	48.0	50.3	56.0	58.2
化学	106	115	123	125	113	112	114	111	101	97	92	89	86	84	88	88
機械	828	932	1029	1062	965	909	877	793	703	619	563	526	486	472	475	469
木材 製紙	218	212	204	200	179	173	181	164	154	138	126	114	103	106	110	105
建設 資材	111	119	125	127	110	107	114	110	104	97.3	86.8	78.3	71.3	71.8	68.4	67.7
軽工業	294	287	282	262	229	215	185	170	160	133	113	101	88.8	86.3	84.9	81.4
食品	154	168	160	160	155	153	155	156	155	151	149	145	140	144	148	149

出所：Российский статистический ежегодник から作成。

さらに、就業者を所属組織の所有形態別に見ると、以下の表の通りである。企業数ベースでみたときよりも国有・地方政府における就業者の割合は減少しているが、依然としてかなり高い水準を保っている。このことは、大規模の国有企業の多くが、従来のままかなりの労働者を抱えており、大規模の国有企業の多くがまだ民営化されていないことをも意味していた。年別に見ると、1994年までは急激な減少を見せたが、1995年からは横ばいの状況を示している。当然ながら私企業における就業者の数は急速で持続的な増加を示している。ところが、私企業の就業者の数は全体的には2001年の段階においてもまだ50%を超えていない。

表 1 - 2 所有形態別就業者数および構成比の動向

(単位：百万人、%)

区分	1990	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
全体	75.3 100%	72.1 100%	70.9 100%	68.5 100%	66.4 100%	66.0 100%	64.7 100%	63.8 100%	64.0 100%	64.3 100%	64.7 100%
国有・地方 政府	62.2 82.6%	49.7 68.9%	37.6 53.0%	30.6 44.7%	28.0 42.1%	27.7 42.0%	25.9 40.0%	24.3 38.1%	24.4 38.2%	24.4 37.9%	24.2 37.4%
私有	9.4 12.5%	13.2 18.3%	19.9 28.1%	22.6 33.6%	22.8 34.4%	23.5 35.6%	25.8 39.9%	27.6 43.2%	28.3 44.3%	29.7 46.1%	30.8 47.6%
社会団 体・混合所 有企業等	3.7 4.9%	9.2 12.8%	13.4 18.9%	15.3 22.3%	15.6 23.5%	14.8 22.4%	13.0 20.1%	11.9 18.7%	11.3 17.5%	10.2 16.0%	9.7 15.0%

出所：Российский статистический ежегодник から作成。

1 2(2) 入職と離職

部門別の入職者と離職者の動向を見ると、表1-2-の通りである。全体的に入職者と離職者共に高い割合を示している。このことは、ソ連邦の時代における労働市場の特徴である高い流動性が受け継がれているものである。

また、全体的には離職者の数が入職者の数を一貫して上回っている傾向が確認される。とりわけ1998年まではそのギャップは大きかったが、1999年からはかなり縮まっている。部門別に見ると、サービス産業部門においてはほとんどギャップが見られなかったが、財生産部門におけるそれは大きかった。とりわけ鉱工業と建設の部門において大きく、離職者の数が入職者の数を大きく上回っていた。

表1-2 産業別の入職・離職者の動態

(単位：万人)

年間入職者数												
全体	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002 ²	2003.1-9 ³
	1350	1196	1108	1148	898	898	898	1013	1124	1195	1204	874
	22.9%	21.1%	20.8%	22.6%	18.9%	19.9%	21.0%	24.2%	26.9%	29.0%	29.6%	22.1%
財生産部門												
鉱工業	446	377	300	319	232	243	239	320	358	356	29.1%	22.0%
	20.1%	18.2%	21.1%	16.9%	19.2%	19.8%	27.4%	30.1%	30.2%			
農業	95	97	96	90	81	78	81	95	100	112	29.8%	22.3%
	11.3%	12.4%	12.7%	12.4%	13.0%	14.8%	18.3%	20.3%	24.8%			
林業	6.5	6.6	8.4	8.8	7.2	7.4	7.3	8.8	9.2	8.3	33.5%	25.5%
	28.1%	31.9%	31.5%	26.1%	28.0%	28.9%	34.8%	36.1%	33.5%			
建設	208	196	157	156	93	84	74	84	97	98	46.2%	36.5%
	38.7%	34.9%	39.4%	29.0%	31.3%	32.8%	40.3%	47.7%	49.8%			
サービス産業部門												
運輸	106	109	89	93	70	60	59	64	73	74	27.0%	20.9%
	26.5%	23.0%	24.7%	19.5%	18.3%	18.9%	21.3%	24.2%	25.1%			
通信	24	27	23	24	22	22	21	21	24	27	34.8%	25.7%
	32.1%	27.5%	29.0%	27.3%	28.1%	26.1%	27.0%	31.0%	34.8%			
商業・公共食堂	83	72	75	90	67	66	62	64	71	74	47.5%	35.7%
	22.5%	29.2%	27.4%	24.8%	28.5%	30.3%	33.7%	39.0%	43.2%			
住宅・公営事業	62	62	75	86	78	84	92	94	104	115	50.5%	35.4%
	36.2%	39.4%	39.7%	35.6%	35.2%	37.1%	37.2%	41.4%	46.1%			
保健・社会保障	82	68	80	85	74	77	83	78	83	93	23.7%	17.3%
	18.0%	20.9%	22.1%	18.9%	19.7%	21.1%	19.5%	20.8%	23.4%			
教育	102	77	88	93	85	84	90	87	91	100	19.5%	13.8%
	15.2%	16.6%	17.1%	15.4%	15.1%	16.6%	16.0%	16.6%	18.5%			
文化	18	14	15	18	16	18	20	23	23	27	28.0%	19.9%
	15.2%	16.6%	19.7%	17.7%	19.1%	22.4%	25.2%	24.5%	27.7%			
科学	31	20	16	16	13	12	13	14	17	19	18.0%	12.8%
	12.1%	11.4%	12.8%	11.1%	11.0%	12.3%	14.2%	17.0%	18.3%			
金融・信用・保険	12	12	20	18	14	13	13	11	13	18	23.8%	22.7%
	22.3%	30.5%	25.2%	20.7%	19.1%	19.8%	17.3%	20.5%	28.8%			
管理	25	20	27	22	23	25	23	24	26	33	/	/
	18.3%	22.3%	17.1%	14.2%	15.3%	13.7%	13.9%	15.1%	18.8%			

年間離職者数												
全体	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002 ²	2003.9 ³
		1588 26.9%	1428 25.1%	1460 27.4%	1307 25.7%	1137 23.9%	1102 24.5%	1065 24.9%	1027 24.5%	1162 27.8%	1237 30.0%	1241 30.5%
財生産部門												
鉱工業	561	538 28.8%	527 32.0%	428 28.4%	371 27.0%	338 26.8%	333 27.7%	315 27.0%	350 29.5%	383 32.5%	33.7%	26.1%
農業	115	124 14.5%	151 19.6%	131 18.5%	117 18.0%	118 19.5%	134 20.7%	114 21.8%	130 26.3%	141 31.4%	35.4%	27.2%
林業	6.3	6.0 25.5%	7.9 30.0%	9.1 32.8%	7.9 28.7%	7.8 29.5%	7.9 31.2%	8.4 33.2%	9.3 36.6%	8.7 35.1%	34.1%	25.0%
建設	249	223 44.1%	206 45.9%	178 45.1%	136 42.5%	110 41.3%	92 40.8%	89 42.8%	99 48.8%	100 50.4%	50.4%	38.6%
サービス産業部門												
運輸	122	121 29.6%	115 29.6%	97 25.9%	88 24.7%	88 26.6%	75 24.0%	68 22.5%	79 26.0%	83 28.2%	27.8%	20.9%
通信	28	27 33.2%	23 28.6%	24 28.9%	23 27.9%	23 28.6%	23 28.7%	22 28.6%	24 31.3%	26 33.8%	34.8%	25.1%
商業・公共食堂 他	136	88 27.1%	99 24.8%	107 32.5%	90 33.3%	85 36.7%	78 37.7%	68 35.8%	74 40.5%	72 41.9%	45.2%	37.0%
住宅・公営事業	62	52 30.5%	59 30.8%	66 30.2%	64 29.5%	74 31.3%	81 33.0%	92 36.4%	106 42.1%	113 45.4%	47.3%	36.4%
保健・社会保障	69	65 17.2%	72 18.8%	79 20.4%	69 17.7%	77 19.6%	78 20.0%	76 19.1%	88 22.0%	91 23.0%	21.1%	16.6%
教育	77	63 12.6%	73 14.1	83 15.3%	74 13.5%	83 15.0%	86 15.8%	84 15.4%	98 17.9%	98 18.1%	17.0%	13.9%
文化	18	12 12.6	14 14.1%	16 17.9%	15 16.7%	17 18.0%	19 20.7%	19 20.3%	22 22.8%	23 23.7%	23.8%	19.0%
科学	62	41 25.1%	32 23.1%	28 22.4%	21 17.9%	20 18.5%	18 18.1%	15 15.6%	17 17.1%	19 18.3%	17.9%	13.5%
金融・信用・保険	7	8 15.2%	11 17.0%	14 19.8%	14 19.9%	13 19.3%	15 22.4%	13 21.1%	13 21.3%	13 20.6%	17.1%	16.3%
管理	16	12 11.1%	17 13.0%	16 12.5%	20 12.5%	20 12.6%	22 13.1%	20 11.6%	23 13.2%	28 16.2%	/	/

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России январь 2003 года. С. 239, 3. Социально-экономическое положение России октября 2003 года. С. 252.

離職の理由としては、会社の都合によって行われる場合（предполагаемое высвобождение）と就業者の自由意思による場合がある。割合的には、前者がおよそ75~80%、後者の自由意思による場合が20~25%である。また、前者の場合における類型を見ると、就業者自らの希望退職がほとんどであり、人員削減のケースはわずかに過ぎない⁷。

⁷ 表1 2 において、「人員削減」と「希望退職」との合計が、使用者の発意による離職であり、「割合」はその離職者全体に占める割合である。ここで「希望退職」とは直訳であるが、使用者の発意に対して労働者が合意したものを意味するものと解される。我が国でいう「希望退職」とは意味合いが異なることに留意が必要である。

表 1 - 2 - 入職者と離職者の年別推移

(単位：千人)

区分	入職者		離職者				就業者に占める割合	
		元職場への復帰		人員削減	希望退職	割合	入職	離職
1996 ¹	8982	/	11372	950	7616	75.3%	18.9	23.9
1997 ²	8981	/	11017	1022	7273	75.3%	18.9	23.9
1998 ³	9404	/	10655	945	7172	76.2%	22.0	24.9
1999	10128	539	10274	614	7266	76.7%	24.2	24.5
2000 ⁴	11236	580	11616	401	8618	77.6%	26.9	27.8
2001	11953	605	12374	425	9286	78.5%	29.0	30.0
2002 ⁵	12041	673	12408	574	9287	79.5%	29.6	30.5
2003.9 ⁶	8737	460	9291	410	6895	74.2%	22.1	23.5

出所：1. Социально-экономическое положение России январь 1997 года. С. 187, 2. Социально-экономическое положение России январь 1998 года. С. 212, 3. Социально-экономическое положение России январь 1999 года. С. 284, 4. Социально-экономическое положение России январь 2001 года. С.229, 5. Социально-экономическое положение России январь 2003 года. С. 238, 6. Социально-экономическое положение России октября 2003 года. С. 250.

1 - 2(3) 失業

1991年から急激に進んだ生産の低下は、大量の失業者を生み出している。ロシア連邦統計委員会によって毎年公表されている公式的失業関連数値や指標を見ると、以下の表の通りである⁸。

表 1 - 2 ロシア労働市場における失業指標

(単位：千人)

区分	経済活動人口	就業者	失業者	登録失業者	手当受給者	失業率 ILO
1992	74946	71068	3877	578	371	5.2%
1993	72947	68642	4305	836	550	5.9%
1994	70488	64785	5702	1637	1395	8.1%
1995	70861	64149	6712	2327	2026	9.5%
1996	69660	62928	6732	2506	2265	9.7%
1997	68079	60021	8058	1999	1771	11.8%
1998	67339	58437	8902	1929	1756	13.2%
1999	72175	63082	9094	1263	1090	12.6%
2000	71464	64465	6999	1037	909	9.8%
2001 ¹	70968	64664	6303	1122	1007	8.9%
2002	71700	66000	5700	1300	/	7.9%
2003 ²	71700	65700	6000	1600	/	8.4%

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России. 2003 год. №. 12. С. 225-226.

上の表において、まず、注目に値するのは、経済活動人口が急激に減少していたことである。1992年から1998年まではおよそ700万人の減少が確認された。経済活動人口の驚

⁸ 表 1 2 において、左側3系列は我が国の労働力調査に、中頃2系列は我が国の職業安定業務統計に、それぞれ意味合いとしては対応するものと解される。「失業率 ILO」は、ILO 基準による失業率として公表されているものである。

くほどの減少の最も大きな理由は、以下の表に見られるような全体人口の減少であった。体制転換の年である 1991 年からロシア連邦の人口は一貫して減少し、とりわけ 2000 年に降急速に減っている。1991 年から 2003 年の間におよそ 450 万人も減少した。

表 1 - 2 ロシアにおける人口の推移（減少）

（単位：百万人）

年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002	2003.9 ²
人口	147.7	148.2	148.3	148.3	148.0	147.9	147.6	147.1	146.7	146.3	145.6	144.8	144.0	143.2

出所：1. Российский статистический ежегодник. 2002. С. 82, 2. Социально-экономическое положение России. 2003 год. №. 12.

上記の表 1 - 2 で見られるように、ロシアにおいては依然として大量の失業者と高い失業率を示している。失業者の数は 1999 年の 910 万人をピークに 2000 年からは減少を見せ、2001 年には 630 万人、2002 年に 570 万人まで減り、経済の回復傾向の影響が現れている。

失業者の事由別の状況を見ると、以下の表の通りである。会社の事情による離職・失業は 1992 年から 1998 年まで増えつづいたが、1999 年からは減少している。

表 1 2 失業の事由（構成比）

（単位：％）

年	全失業者	元有職者	元有職者		元無職者
			解雇、人員削減、会社清算	希望退職	
1992	100	79.9	21.0	34.8	20.1
1993	100	81.3	22.9	40.4	18.7
1994	100	83.6	28.9	39.3	16.4
1995	100	83.2	28.3	39.4	16.8
1996	100	83.7	29.8	38.4	16.3
1997	100	88.0	34.0	25.0	12.0
1998	100	85.9	37.1	22.2	14.1
1999	100	80.6	32.6	21.1	19.4
2000	100	81.9	26.8	26.4	18.1
2001 ¹	100	80.1	24.9	26.2	19.9
2002 ²	100	78.8	23.3	25.8	21.2
2003.8 ³	100	73.5	22.0	26.1	26.5

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России январь 2003 года. С. 243, 3. Социально-экономическое положение России октябрь 2003 года. С. 255-256.

就職するまでの求職活動の期間を見ると、以下の表の通りである。全体的に、新しい職が見つかるまでにかかる期間が 1 年以上である失業者の数が、1999 年まで明らかに持続的な増加推移を見せたが、2000 年からは漸次減少する傾向を示している。さらに、平均求職期間も同様の傾向を見せている。

表 1 - 2 - 失業者の求職期間

(単位：%、月)

年	3ヶ月以下	3~6ヶ月	6~12ヶ月	12ヶ月以上	平均求職期間
1993	36.8	28.7	16.2	18.2	5.7
1995	25.2	26.3	18.9	29.6	7.4
1996	17.7	26.8	23.0	32.5	8.2
1997	23.7	15.8	22.4	38.1	8.8
1998	22.2	15.9	20.9	41.0	9.1
1999	20.9	13.6	18.3	47.2	9.7
2000	24.5	14.1	19.1	42.3	9.1
2001 ¹	31.0	14.0	18.0	36.9	8.2
2002 ²	27.5	14.8	18.5	39.3	8.6
2003.8 ³	31.3	12.6	19.5	36.5	8.3

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России январь 2003 года. С. 242, 3. Социально-экономическое положение России октябрь 2003 года. С. 255.

失業者の年齢的分布と年齢別の平均求職期間を見ると、表 1 - 2 - の通りである。年齢別の求職期間をみても、中年以降の年齢層が比較的長くなる傾向にはあるものの、その差は大きなものとはいえない。

表 1 - 2 - 失業者の年齢分布と平均求職期間

区分	20未満	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-72
年齢分布 (%)										
1992	16.8	19.0	12.7	12.5	10.9	8.4	4.6	5.8	4.6	4.6
1993	15.0	18.8	13.1	13.8	12.1	9.7	5.9	4.7	4.2	1.8
1994	11.4	17.4	13.1	14.8	13.5	11.7	7.4	4.5	4.4	1.1
1995	11.1	18.3	14.1	13.0	14.2	11.3	9.0	3.5	3.9	1.6
1996	10.3	18.0	12.9	13.7	14.1	12.1	9.4	3.7	4.2	1.6
1997	9.2	17.4	12.7	13.5	15.6	12.4	9.4	4.0	4.4	1.5
1998	7.9	18.3	13.3	12.0	14.7	13.2	10.5	5.4	3.1	1.8
1999	7.0	16.3	13.3	12.2	14.7	12.6	10.9	6.0	3.8	3.2
2000	7.0	17.3	13.4	11.5	14.4	13.8	10.3	6.1	3.4	2.7
2001	8.6	17.7	12.4	12.0	13.0	13.8	10.7	6.7	2.6	2.6
平均求職期間 (月)										
1992	3.9	4.2	4.7	4.7	4.4	4.7	4.9	4.8	4.3	4.2
1993	5.0	5.2	5.8	6.0	5.9	6.2	6.4	6.5	5.9	5.8
1994	5.4	6.3	6.7	6.9	6.9	6.8	6.9	7.1	6.8	6.8
1995	5.7	6.9	7.5	8.0	7.9	7.9	7.8	8.4	7.7	7.6
1996	6.8	7.8	8.5	8.5	8.4	8.4	8.7	8.6	8.6	7.4
1997	6.5	7.9	8.8	9.1	9.3	9.3	9.8	10.0	9.8	9.9
1998	6.7	8.2	8.9	9.5	9.7	9.8	9.8	9.8	9.5	9.4
1999	7.2	8.3	9.7	9.6	10.1	10.3	10.5	10.5	11.4	12.2
2000	5.8	8.1	8.8	8.9	9.7	9.7	10.1	10.0	10.8	11.3
2001	6.0	7.2	8.4	8.4	8.7	8.9	9.1	8.7	8.8	10.1

出所：Российский статистический ежегодник から作成。

失業者による求職方法を見ると、最も特徴的なことは、個人的コネなどを利用する求職

が占める割合がしだいに上昇し、1997年からは全体の50%を超え、2001年にはおよそ6割を占めていることである。また、出版物の利用も増えている。

表1 - 2 ロシアにおける求職方法

(単位：%)

区分	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002 ²	2003.8 ³
失業者全体	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
雇用局への 依頼者全体	28.8	33.6	41.9	45.4	43.2	42.3	39.7	30.9	28.2	33.8	32.6	35.1
国家雇用局	27.8	30.6	38.2	41.6	39.0	39.9	37.3	29.4	25.9	30.3	/	/
民間雇用局	0.9	3.0	3.7	3.8	4.2	2.4	2.4	1.5	2.3	3.5	/	/
出版物利用求職者	8.4	13.7	15.6	16.9	17.6	16.3	18.6	18.0	24.0	24.7	21.2	18.1
個人的コネ利用者	29.0	36.5	37.5	38.6	37.0	55.0	57.7	55.7	58.4	59.1	57.8	58.6
直接管理部に照会	26.7	31.3	29.4	28.0	25.6	28.8	29.4	32.6	30.5	27.9	28.0	27.9
仕事を提案した者	6.3	0.8	0.5	0.4	0.3	1.0	/	/	/	/	12.8	16.4
自営業の組織希望	1.7	1.8	1.4	1.4	0.9	1.1	/	/	/	/		
その他	13.3	16.6	14.4	17.6	14.3	14.7	15.7	11.0	13.2	10.5		
計	114.2	134.3	140.7	148.3	138.9	159.2	/	/	/	/		

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России январь 2003 года. С. 243-244, 3. Социально-экономическое положение России январь 2003 года. С. 255-256.

一方、職業紹介機関である雇用局への求職の割合を見ると、1995年の45.4%をピークに減少傾向に転じている。さらに、直接管理部に照会することが持続的におよそ3割を占めているが、個人的コネの利用者の高い割合と共に、ロシア社会や労働市場の特殊的な一面を伺わせるものである。

ところが、上記の失業関連データは、公式的なものであり、一般的には生産の低下および経済の落込みに比べて失業率は相対的に高くない、つまり過小評価されているという見方が優勢である。それと関連して「隠れ失業」、「不完全就業」という概念が一般的に議論されてきている。すなわち、10年以上も続いている急激な生産の低下に比べると、失業率は控えめなものに留まっているのはなぜであるかが大きな争点となってきた。

1 - 2(4) 不完全就業

ロシア労働市場の特徴として一般的に指摘されているのは、労働力の不足と過剰雇用の共存である。一見矛盾しているように見えるこの現象は、企業側による過度な抱え込みの結果であると説明されている。

公式データとしては、使用者側の都合による強制的時短などの不完全就労と休業について集計されているが、2001年までの推移を見ると、以下の表の通りである。使用者の都合による不完全就労および休業は1998年に各々10.1%と11.1%を占めていたが、1999年からしだいに減少する傾向を示している。すなわち、1999年に6.5%と7.9%、2000年に3.6%

と 5.2%、2001 年に 2.6%と 4.7%、2002 年に 3.0%と 4.7%へと、大きく減少している。

この表から見られるように、ロシア全産業レベルにおいて不完全就労や休業の労働者の割合を見ると、年によって変動が大きい。経済の落込みが大きい 1998 年以前にはおよそ 20%を超えていた。このことは公式的数字だけでも、1998 年以前には全就業者の 10 人の 2 人は不完全就業状況に置かれていたことを意味する。ところが、経済状況が改善しはじめると 1999 年以降は減少し、2000 年からは 10%以下になり、2000 年 8.8%、2001 年 7.3%、2002 年 7.7%となっている。

表 1 - 2 - 使用者の都合による不完全就労および休業の状況 (単位：千人、%)

区分	1996		1997		1998		1999		2000		2001		2002		2003.9	
	不完 就労	休業	不完 就労	休業	不完就 労	休業	不完 就労	休業	不完 就労	休業	不完 就労	休業	不完 就労	休業	不完 就労	休業
全産 業	3409 7.2	7538 15.8	2596 5.8	5194 11.5	4306 10.1	4742 11.1	2728 6.5	3325 7.9	1499 3.6	2175 5.2	1078 2.6	1936 4.7	1213 3.0	1891 4.7	713 3.0	1162 2.9

出所：Социально-экономическое положение России. Январь 各年から作成。

ところで、不完全就業等を産業別に見ると(表 1 - 2)、財生産部門における不完全就業の比率は高く、サービス産業部門におけるそれは相対的にわずかな規模を示している。

財生産部門においても、生産の低下の落込み度におおよそ比例して、鉱工業部門と建設部門において大きな割合が看取され、鉱工業部門においては最も厳しい 1998 年にはおよそ 50%を記録し、建設部門においてもおよそ 30%強の数字を示していた。

一方、ノヴォシビルスク州の労働移動統計を用いた研究によれば、使用者の都合による休業のほとんどが無給であった。企業による「労働者抱え込み」がロシアの企業の特徴として挙げられているが、その主な理由として指摘されているパターンリズム(温情主義)についての説明は、強制的時短などを伴う不完全就業に適用できるが、無給の強制的休業については説明力が低いと指摘している⁹。

さらに、上記の不完全就業についてのデータは公式的なものである。ところが、これについても生産の落ち込み度に比べて、過小に評価されているという見解が優勢であり、非公式隠れ失業者がかなりの規模に達していると見ている。ところが、これについては十分な調査資料が存在していないために、推定が不可能に近いのが実状である。

⁹ 堀江典生「ロシアにおける労働異動と潜在的離職者」『産業と経済』(奈良産業大学)、2001年3月、58-62頁

表 1 - 2 - 産業部門別の不完全就業の状況

(単位：千人、%)

区分	1996		1997		1998		1999		2000		2001		2002		2003.9	
	不完 就労	休業	不完 就労	休業	不完 就労	休業	不完 就労	休業	不完 就労	休業	不完 就労	休業	不完 就労	休業	不完 就労	休業
全産業	3409 7.2	7538 15.8	2596 5.8	5194 11.5	4306 10.1	4742 11.1	2728 6.5	3325 7.9	1499 3.6	2175 5.2	1078 2.6	1936 4.7	1213 3.0	1891 4.7	713 1.8	1162 2.9
鉱工業	2215 16.1	5107 37.2	1611 12.8	3592 28.5	2400 19.9	3267 27.1	1517 13.0	2066 17.7	763 6.4	1465 12.3	581 4.9	1443 12.2	792 7.0	1457 12.8	500 4.7	888 8.2
農業	/	/	/	/	89.4 1.6	201 3.7	73.5 1.4	420 8.1	56 1.1	144 2.9	39 0.9	84 1.9	30 0.7	65 1.6	22 0.6	45 1.2
建設	231.1 7.2	1038 32.4	/	/	271 12.0	475 21.1	192 9.2	330 15.9	99 4.9	210 10.4	68 3.5	154 7.8	72 3.7	147 7.7	45 2.5	91 5.0
運輸	627.1 17.6	448.3 12.6	515.3 15.6	277.4 8.4	924 29.6	305 9.8	622 20.5	181 6.0	399 13.2	147 4.8	266 9.1	106 3.6	179 6.2	77 2.7	58 2.0	49 1.7
通信	38.2 4.7	5.3 0.7	37.3 4.7	2.7 0.3	77.8 9.8	17.0 2.1	60.6 7.9	3.6 0.5	28 3.6	0.4 0.1	21 2.8	0.8 0.1	19 2.5	0.5 0.1	11 1.4	0.6 0.1
商業・外 食等	40.9 1.8	120.2 5.3	49.6 2.1	113.6 4.9	144 8.5	109 6.5	28.2 1.8	41.4 2.7	13 0.9	25 1.7	10 0.7	17 1.2	9.9 0.7	17 1.1	6.0 0.4	9.3 0.6
住宅	26.1 1.2	131.5 6.0	25.1 1.1	92.6 3.9	75.3 3.0	88.9 3.6	52.8 2.2	74.2 3.1	28 1.2	54 2.2	20 0.8	31 1.3	27 1.1	28 1.2	15 0.7	15 0.6
保健・社 会保障	/	/	/	/	/	/	10.6 0.3	26.7 0.7	7.7 0.2	11 0.3	6 0.2	10 0.3	7.0 0.2	8.8 0.2	6.2 0.2	7.0 0.2
教育	/	/	/	/	/	/	7.4 0.1	42.0 0.8	10.0 0.2	29 0.5	2 0.3	4 0.5	7.3 0.1	27 0.5	3.4 0.1	16 0.3
文化・芸 術	/	/	/	/	/	/	3.7 0.4	7.3 0.8	4.1 0.4	62 1.6	2 0.3	4 0.5	2.2 0.2	4.1 0.4	1.8 0.2	2.7 0.3
科学	124.2 10.7	214.2 18.4	80.4 7.4	127.3 11.8	151 14.8	108 10.6	106 10.7	68.9 7.0	62 6.1	45 4.4	36 3.5	32 3.1	43 4.2	32 3.1	26 2.5	2.4 2.4

出所：Социально-экономическое положение России. 各年から作成。

1 - 2 - (5) 非公式部門従事者

2001年と2002年の調査によれば、非公式的部門¹⁰に従事する人の毎月の平均数は、2001年に919万人、2002年に954万人であった。そのうち各々206万人と213万人は副業的収入源として非公式的部門に従事していた。残りの各々713万人と741万人は非公式的部門にだけ従事し、5人以下の非公式的部門の企業体で働いている。

表 1 - 2 - 非公式部門従事者

(単位：千人)

区分	全数	非公式部門だ けの従事者	%	非公式部門以 外に従事	%
2001	9190	7126	77.5	2064	22.5
2002	9535	7407	77.7	2128	22.3
2003.8	11331	9330	82.3	2001	17.7

出所：Социально-экономическое положение России から作成。

¹⁰ 実態は必ずしも明らかではないが、従来「地下経済」とも呼ばれ、政府がその活動実態を把握できない（したがって徴税もできない）小企業や個人ビジネスの分野をさす。

これらの非公式部門従事者は、2001 年全就業者 6447 万人の 14.3%、2002 年全就業者 6600 万人の 14.4%に当たるものである。

非公式部門従事者の産業別分布を見ると、以下の表の通りである。非公式部門従事者が商業・外食部門と農林業部門に主に集中し、各々2001年に40.3%と32.9%、2002年に36.1%と36.7%を占めている。非公式部門従事者は都市部だけでなく、農村部においてもほぼ同様の割合で分布している。

表 1 - 2 - 非公式部門従事者の産業別分布

(単位：千人)

区分	2001 年					2002 年					2003.8		
	全数	男性	女性	都市部	農村部	全数	男性	女性	都市部	農村部	全数	男性	女性
全産業	8179	4326	3853	4525	3654	8627	4467	4160	4455	4172	11331	6016	5315
鉱工業	860	573	287	567	293	934	610	324	619	315	1286	870	416
建設	489	461	28	191	106	512	436	76	385	127	910	817	93
農林業	2694	1366	1328	383	2503	3162	1600	1562	309	2853	4074	2059	2015
運送と通信	360	340	20	285	75	472	449	23	382	90	541	506	35
商業・外食	3295	1353	1942	2689	606	3114	1186	1928	2382	732	3921	1474	2447
住宅など	181	84	97	146	35	172	70	102	146	26	223	71	152
保険・教育・文化など	167	55	112	145	22	122	34	88	104	18	57	21	36

出所：Социально-экономическое положение России から作成。

1 - 2(6) 年間総実労働時間

ロシアにおける年間総実労働時間を見ると、以下の表の通りである。全体的に年間総実労働時間は緩やかな増加を見せている。1996 年から 1998 年までは年間総実労働時間を確認できなかったが、実労働日 1 日当たりの総実労働時間によると、1996 年の 6.63 時間から 2002 年には 6.95 時間へと増加している。

ところが、年間 1700 時間台を推移しているロシアにおける年間総実労働時間は、ドイツやフランスのそれを上回っているものの、年間 1900 時間を越えている日本、アメリカやイギリス（生産労働者ベース）に比べてはかなり低い水準である。

表 1 - 2 - 年間総実労働時間の推移

(単位：時間)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003.1-9
総実労働時間	/	/	/	1726	1737	1739	1736	1288*
実労働日当たり	6.63	6.73	6.75	6.88	6.95	6.93	6.95	6.92

出所：Социально-экономическое положение России の各年から作成

注：* 2003 年のデータは 1 月から 9 月までの 9 ヶ月分の総実労働時間である。

産業別の年間総実労働時間を見ると、以下の表の通りである。注目に値することは、全産業部門において総実労働時間がしだいに増える傾向を示していることである。また、鉱工業の総実労働時間が全体のそれより少ないことも興味深い。

表 1 - 2 - 産業別年間総実労働時間

(単位：時間、日)

区分	1996	1997	1998	1999		2000		2001		2002		2003.9	
	実労働日 当たり	実労働日 当たり	実労働日 当たり	総実労働 時間	実労働日 当たり								
全体	6.63	6.73	6.75	1726	6.88	1737	6.95	1739	6.93	1736	6.95	1288	6.92
鉱工業	5.96	6.17	6.18	1650	6.57	1682	6.73	1687	6.72	1672	6.69	1249	6.71
農業	/	/	/	1831	7.29	1835	7.34	1834	7.31	1841	7.36	1381	7.43
林業	/	/	/	1742	7.18	1778	7.11	1777	7.08	1777	7.11	1325	7.13
建設	6.39	6.51	6.51	/	/	1731	6.93	1744	6.95	1711	6.84	1281	6.89
運輸	6.60	6.69	6.73	1689	6.73	1714	6.86	1717	6.84	1712	6.85	1268	6.82
通信	6.93	6.90	6.88	1734	6.91	1741	6.97	1754	6.99	1741	6.96	1285	6.91
商業・公共食堂	7.07	7.12	6.96	1810	7.12	1803	7.21	1809	7.21	1809	7.23	1341	7.21
住宅・公営事業	6.99	6.90	7.12	1770	7.05	1770	7.08	1780	7.09	1765	7.06	1305	7.02
保健・社会保障	7.09	7.26	7.36	1826	7.27	1809	7.24	1753	6.99	1818	7.27	1343	7.22
教育	6.58	6.51	6.70	1651	7.00	1645	6.58	1682	6.70	1668	6.67	1221	6.56
文化	6.99	6.97	7.11	1777	7.08	1766	7.06	1766	7.04	1755	7.02	1290	6.93
科学	6.30	6.50	6.55	1685	6.71	1727	6.91	1720	6.85	1745	6.98	1274	6.85
金融・保険	7.12	7.17	7.0	1766	7.04	1776	7.10	1788	7.12	1772	7.09	1323	7.11

出所：Социально-экономическое положение России 各年から作成。

1 - 2(7) 賃金

1 - 2(7) - 1 名目賃金と実質賃金

名目賃金の推移を見ると、以下の表の通りである。保険・社会保障、教育、文化・芸術、商業・外食の産業において低い水準の賃金が続いている。2003年11月現在、保険・社会保障の従事者は鉱工業の60%、文化・芸術は56%、教育は55%、また商業・外食産業における賃金は農林業の次に低く、鉱工業の半分以下の48.7%である。

表 1 - 2 - 産業別名目賃金の推移

(単位：ルーブリ、1998年以前は千ルーブリ)

区分	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002.12 ²	2003.11 ³
全体	0.548	5.995	58.663	220.35	472.39	790.2	950.2	1051.5	1522.6	2223.4	3240.4	5738	5990
鉱工業	0.606	7.064	63.447	228.53	528.83	868.8	1056.8	1208.0	1838.1	2735.7	4016.0	6601	7278
農林業	0.459	3.984	36.019	111.27	236.71	382.0	439.1	467.6	629.1	891.0	1306.4	2025	2925
建設	0.695	8.051	77.979	283.30	595.14	967.4	1220.6	1330.6	1801.3	2795.6	4158.9	6861	6867
運輸	0.655	8.764	88.361	330.23	736.47	1140.2	1338.3	1511.1	2295.3	3344.8	4436.6	7228	8340
通信	0.499	5.453	62.969	271.45	586.21	1024.2	1356.8	1469.6	2108.2	2879.2	4134.2	7232	7871
商業・外食	0.471	4.866	46.773	173.41	360.64	608.6	747.7	839.9	1211.0	1580.6	2311.0	3757	3548
住宅・公営 事業	0.441	4.919	54.040	212.56	483.57	836.0	1017.0	1103.0	1393.4	1957.9	2795.9	4914	4998
保健・社会 保障	0.416	3.937	44.612	167.84	348.45	609.5	668.3	727.0	975.0	1370.9	2004.0	3613	4363
教育	0.389	3.680	40.141	152.21	309.24	551.5	616.2	660.5	885.1	1234.6	1821.0	3380	4032
文化・芸術	0.369	3.115	36.374	137.02	286.29	510.8	585.1	653.8	854.2	1229.0	1916.2	3616	4084
科学	0.491	3.859	39.645	171.72	365.83	657.8	889.2	1035.7	1669.2	2711.1	4069.8	7704	7704
金融・信用・ 保険	0.986	12.222	142.56	459.42	768.68	1522.7	1683.8	2093.8	3514.1	5433.2	9283.7	17322	14380
公務員	0.540	5.661	67.700	256.75	504.41	949.4	1241.3	1359.9	1876.7	2668.6	3636.9	8681	7424

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России. Январь 2003 года. С. 216-217, 3. Социально-экономическое положение России. 2003 год. №. 12. С. 212-213.

ところで、上記のデータは産業別に見た名目賃金である。ロシアにおいては1992年における価格の自由化に伴い、物価が跳ね上がったからである。その間における消費者物価指数を見ると、以下の表の通りである。なお、消費者物価指数は、全体的にドル対比為替の動向とほとんど比例している。

表 1 - 2 - 消費者物価指数の動向

区分	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002	2003 ²
物価指数	260	2610	940	320	231	122	111	184	137	120	119	115	112

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России. 2003 год. №. 12. С. 7. 注：前年の12月に対する比率。

1 - 2 (7) - 2 生活水準関連の基本指数の動向

上記の賃金において見たように、名目的に増加を見せていたが、食料品の実際の購買力においては大きく落ちていた。これらは収入全般において共通的に見られていた。これらを上記の消費者物価指数を元に実質的な水準を算出して見ると、以下の表の通りである。

表 1 - 2 21 生活水準関連の基本指数の推移

区分	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002	2003 ²
前年比 (%)													
実質金銭収入	116	53	116	112	84	101	106	84	88	113	110	110	114.5
実質賃金	97	67	100	92	72	106	105	87	78	121	120	116	110
年金の実質規模	97	52	131	97	81	109	95	95	61	128	121	135	119
1990=100の換算値 (%)													
実質金銭収入	116	61.5	71.3	79.9	67.1	67.8	71.3	60.3	53.1	60.0	66.0	72.6	83.1
実質賃金	97	65.0	65.2	60.0	43.2	45.8	48.1	41.9	32.6	39.5	47.4	64.0	76.1
年金の実質規模	97	63.1	82.6	80.1	64.9	70.7	67.2	63.8	38.9	49.8	60.3	81.4	96.9

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России. 2003 год. №. 12. С. 207.

上の表で見られるように、1990年を100とすると、生活水準に関わる実質の基本指数は大きな落ち込みが続いた。消費者物価指数を考慮した実質購買力で見ると、実質金銭収入では1990年を規準として1999年に4割に、実質賃金では3割まで減少した。両方とも2000年から反転し、2003年にはおよそ8割までの回復を見せている。

1 - 2 (7) - 3 所得格差

1990年から2003年9月までの時期における所得格差の状況を見ると、以下の表と同様である。ジーニ係数を見れば、1992年までは所得配分が比較的均等であると判断できるが、1993年からは0.4を記録しつづけている。自由化によって所得配分に不平等が生じていることが見られており、2003年においても不平等的構造は改善されていない状況が続いている。

表 1 - 2 - 22 所得の格差

区分	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002 ²	2003.9 ³
各 20%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1 段階(最低)	9.8	11.9	6.0	5.8	5.3	5.5	6.2	5.9	6.0	6.1	6.0	5.9	5.6	5.6
2 段階	14.9	15.8	11.6	11.1	10.2	10.2	10.7	10.2	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.3
3 段階	18.8	18.8	17.6	16.7	15.2	15.0	15.1	14.8	14.8	14.7	14.8	15.0	15.4	15.3
4 段階	23.8	22.8	26.5	24.8	23.0	22.4	21.6	21.6	21.2	20.9	21.2	21.7	22.8	22.7
5 段階(最高)	32.7	30.7	38.3	41.6	46.3	46.9	46.4	47.5	47.6	47.9	47.6	47.0	45.8	46.1
ジーニ係数	/	0.260	0.289	0.398	0.409	0.381	0.387	0.401	0.399	0.400	0.399	0.396	/	0.402

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России. 2003 год. №. 1. С. 222, 3. Социально-экономическое положение России. 2003 год. №. 10. С. 234.

最低生計費が物価の上昇に伴い、名目的に毎年持続的に上昇していたことは、上述した通りである。最低生計費（絶対貧困）以下の収入しか持たない人々の数はかなり達し、全人口のおよそ3割弱を示している。その具体的動向を見ると、以下の表の通りである。

表 2 - 1 - 23 最低生計費以下の人数

区分	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001 ¹	2002	2003.9 ²
人数(百万人)	50.2	46.9	33.3	36.6	32.5	30.5	34.2	41.6	42.3	39.9	35.8	33.1
全人口に占める割合	33.5	31.5	22.4	24.7	22.0	20.7	23.3	28.4	29.1	27.6	25.0	23.2

出所：1. Российский статистический ежегодник から作成, 2. Социально-экономическое положение России. 2003 год. №. 10. С. 237.

1 - 2 (7) - 4 家計の支出構造

家計の選別調査を通じて得られた家計における支出構造を見ると、以下の表の通りである。食料などの食べ物への支出が占める割合は、1991年から増えはじめ、1995年から支出の半分以上になっている。

表 2 - 1 - 24 家計の支出構造

区分	1980	1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
全消費支出	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
食料購入支出	36.1	35.0	31.5	34.1	44.1	43.5	43.9	49.0	47.2	43.0	51.3	52.0	47.6	45.9
外食	6.4	5.8	4.6	4.3	3.0	2.8	2.9	3.0	3.0	2.8	2.0	1.7	1.8	2.5
飲酒	5.4	4.6	5.0	4.2	4.0	3.1	2.9	2.5	2.5	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4
食料外支出	37.8	40.2	45.8	47.7	41.2	42.4	40.2	31.8	31.3	36.5	30.2	30.8	34.3	34.4
サービス支出	14.3	14.4	13.1	9.7	7.7	8.2	10.1	13.7	16.0	14.9	13.9	13.0	13.8	14.8

出所： Российский статистический ежегодник から作成

1 - 2 - (7) - 5 賃金の未払い

ロシアにおいて企業の困難な財政状況から賃金の支払が滞納または未払いされる場合が多いが、その状況のを見ると、以下の表の通りである。未払賃金のほとんどが生産部門に集中しており、中でも鉱工業と農業が占める割合が高い。サービス産業における賃金未払の最も大きな理由は国家や地方機関などから支出される予算が不足することにある。

表 1 - 2 - 25 産業別賃金未払の現況

(単位：百万ルーブリ)

区分	2001.2.1			2002.2.1			2003.2.1			2004.1.1		
	全額	国家等 予算不足	自己 資金不足									
全体	32264	4504	27760	32829	4025	28804	33222	3653	29569	24430	2260	22170
生産部門	26674	1339	25335	27281	909	26372	27628	833	26795	20209	424	19785
鉱工業	12146	467	11679	12617	363	12254	12197	336	11861	8948	174	8774
建設	4529	409	4120	4191	146	4045	3592	205	3387	2119	55	2064
農業	7851	23	7828	8451	20	8431	10048	12	10036	7918	8	7910
運送	2148	440	1708	2022	380	1642	1791	280	1511	1224	187	1037
社会部門	4647	2537	2110	4655	2562	2093	4744	2369	2375	3603	1547	2056
教育	521	505	16	690	671	19	501	478	23	281	266	15
保険	193	152	41	252	180	72	384	250	134	185	130	55
社会保障	16	14	2	17	17	0.1	12	12	/	5	5	0.6
文化と芸術	70	61	9	70	62	8	81	71	10	57	49	8
住宅	1739	910	829	1854	1013	841	1911	981	930	1531	652	879
公共事業	2108	895	1213	1772	619	1153	1855	577	1278	1544	445	1099
その他部門	943	628	315	893	554	339	850	451	399	618	289	329
科学	577	263	314	597	259	338	604	206	398	473	145	328
政府	217	217	/	187	187	0.0	171	171	/	106	106	/
警察治安	149	148	1	109	108	1	75	74	1	39	39	0.0

出所：Социально-экономическое положение России 各年から作成。

1 - 2(8) 労働紛争

ロシアにおける集団的労働紛争の状況を見ると、以下の表の通りである。発生件数で見ると、生産や経済の落込みがピークに達していた 1995~1998 年の時期に最も多く、生産の回復が見られた 2000 年からは急速な減少を見せている。

表 2 - 1 - 26 集団的労働紛争の発生件数

年	労働争議の発生件数	労働争議参加人		労働損失日数 (千日)	休業日数
		(千人)	1件平均		
1990	260	99.5	383	207.7	2.1
1991	1755	237.7	/	2314.2	/
1992	6273	357.6	/	1893.3	/
1993	264	120.2	/	236.8	/
1994	514	155.3	/	755.1	/
1995	8856	489.4	55	1367.0	2.8
1996	8278	663.9	80	4009.4	6.0
1997	17007	887.3	52	6000.5	6.8
1998	11162	530.8	48	2881.5	5.4
1999	7285	238.4	33	1827.2	7.7
2000	817	30.9	37	236.4	7.6
2001 ¹	291	13.0	45	47.1	3.6
2002	80	3.9	/	29.1	/
2003 ²	67	5.7	/	29.5	/

出所：1. Российский статистический ежегодник. 2002. С. 162, 2. Социально-экономическое положение России. 2003 год. С. 232-233.

参考文献

- 栗田聡「現代ロシア政治における企業家団体」『法学政治学論究』第43号、1999年
- 栗田聡「現代ロシア政治における労働組合」『ロシア研究』第27号、1998年
- 栗田聡「現代ロシアにおける労組の変貌：ロシア独立労連を中心として」『法学政治学論究』、1996年3月
- 栗田聡「ロシアの経済改革における女性労働者」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』第852号、2003年
- 石川健「体制転換後ロシアの電力・燃料工業と就業構造変化」『比較経済体制学会年報』第40巻2号、2003年
- 石川健「ロシア労働統計の性格」『経済科学論集』第24号、1998年
- 上村俊一『ロシアの労働事情』日本労働研究機構、1999年
- エミール・ルードウィク「ロシアの社会経済状況：ソ連崩壊の前と後」『龍谷大学経済学論集』、2001年8月
- 小川和男『ロシア経済事情』岩波新書、1998年11月
- 大津定美「ロシア年金改革と労働市場・資金市場：2002年プーチン改革の動向」『大阪産業大学経済論集』、2003年3月
- 大津定美「ロシア年金改革の政治経済学：ロシアの特殊性との関わりで」『比較経済体制学会年報』第39号、2002年
- 大津定美「ロシアの経済システム転換：ロシア版『ショック・セラピー』の功罪」『国民経済雑誌』第177巻1号、1998年
- 大津定美・吉井正彦編『経済システム転換と労働市場の展開』日本評論社、1999年2月
- 小田博「ロシアにおけるコーポレート・ガバナンス」『開発金融研究所報』、2002年1月
- 小野一郎「移行期ロシアにおける労働者階級の状態」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』第800号、1999年
- 小野一郎「ロシアにおける資本主義の復活とその特異性：どこから来てどこへ行くのか」『立命館大学人文科学研究所紀要』第76号、2001年
- 小野一郎「ロシアにおける体制転換と資本・賃労働関係の形成」『立命館経済学』、1999年8月
- 河内優子「ロシアにおける労働市場の諸問題と外国直接投資」『九州国際大学経営経済論集』、1997年12月
- 久保庭真彰・田畑伸一郎編『転換期のロシア経済：市場経済移行と統計システム』青木書店、1999年11月
- 雲和広『ソ連・ロシアにおける地域開発と人口移動：経済地理学のアプローチ』香川大学経済学会、2003年6月

- 小森田秋夫編『現代ロシア法』、2003年9月
- 佐藤和之「ロシアにおける『市場移行』改革の失敗」『経済・経営研究』第33号、2000年
- 佐藤和之「ロシアの労働生活：現地面接調査による考察」『経済・経営研究』第35号、2002年
- 武井寛「ロシア団体協約法の制定によせて：ロシア（ソ連）における団体協約の法的性格に関する覚書」『國學院法學』第31巻4号、1994年
- 武井寛「ロシアにおける労使関係システムの現在」『ロシア研究』第27号、1998年
- 武井寛「ロシアにおける労働と法の一断面」『社会体制と法』第3号、2002年
- 中村賢二郎「2002年ロシア連邦労働法典とその制定をめぐる関係資料（1）」『高松大学紀要』第39号、2003年
- 中山弘正他『現代ロシア経済論』岩波書店、2001年6月
- 二村秀彦他『ロシア経済 10年の軌跡：市場経済化は成功したか』ミネルヴァ書房、2002年9月
- 林雅彦「ロシアの労働・社会保障事情および新労働法典について」『海外労働時報』、2002年12月
- 藤田勇・杉浦一孝編『体制転換期ロシアの法改革』法律文化社、1998年
- 保坂哲郎『ソ連邦経済崩壊と労働力問題』文理閣、1998年2月
- 保坂哲郎「転換期ロシアの就業状況と経済再建の模索」『高知論叢：社会科学』、1999年11月
- 堀江典生「ロシアにおける労働異動と潜在的離職者」『産業と経済』（奈良産業大学）、2001年3月
- 森下敏男他『プーチン政権におけるロシア社会・労働法制の改革』（平成14年外務省委託研究報告書）、日本国際問題研究所、2003年

Российский статистический ежегодник: статистический сборник.

Национальные счета России: статистический сборник.

Промышленность России: статистический сборник.

Россия в цифрах: краткий статистический сборник

Социально-экономическое положение России

Социальное положение и уровень жизни населения России

Вопросы экономики

Экономика и жизнь

Общество и экономика

Свободная мысль

2 ロシア国家の枠組みと労働法典

つぎに、ロシアの労働関係の仕組みをみていくことにしたい。その法的な中核をなすのは、2002年2月から施行されている労働法典である。この小論においては、我々のロシアの労働研究の出発点として、この労働法典にどのような規定が置かれているのかをみながら、我が国の労働法における関係規定とも比較しながら、特徴的なものと思われる点について整理し、紹介することとしたい。とはいえ、労働法典の紹介に先立ち、その前提として、現在におけるロシアの国家的枠組みについても、ロシア連邦憲法(1993年12月制定・施行)等に基づき整理しておきたい¹¹。

2 - 1 ロシア国家の枠組み

ロシア連邦憲法(以下「露憲法」と略記する。)の本文は、「ロシア連邦 ロシアは、共和制の統治形態をとる民主的な連邦制の法治国家である。」(第1条第1項)という規定から始まる。

まず、ロシアは民主的な国家である。それは、「人、その権利および自由は、最高の価値である。」(第2条)や「主権の担い手及び権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。」(第3条)の条文にも示されている¹²。ロシアは、自由な民主的な国家である。

また、ロシアは連邦国家である。露憲法第5条第1項において「ロシア連邦は、ロシア連邦の同権の構成主体である共和国、地方¹³、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区によってこれを構成する。」と規定されている。構成主体には、21の共和国、1の自治州、10の自治管区、6の地方、49の州及び2の連邦的意義を有する都市、合計89のものがある。連邦的意義を有する都市とは、モスクワ及びサンクトペテルブルグである。共和国は独自の憲法と法令とを持ち、半数には大統領がいる。その他の種類の構成主体は

¹¹ ロシア連邦憲法については竹森正孝訳「ロシア連邦憲法」(七月堂刊、1996年)、ロシア労働法典については、田畑伸一郎監訳「ロシア労働法典」(北海道(総務部国際課ロシア室)ホームページ所収)を使用させていただいた。なお、労働法典のうち田畑監訳では翻訳省略となっている条文については、必要な部分を崔が翻訳した。

また、この章の記述は、小森田秋夫編「現代ロシア法」(東京大学出版会、2003年)を大幅に参考にさせていただいた。記して感謝したい。

¹² 露憲法第2章において、人と市民の権利及び自由について規定されている。そこでは、自由、平等、個人の尊厳、プライバシー、移動、良心・信仰、思想・言論、マスメディアの自由、労働権、私有財産、社会保障、住居、保健・医療、環境、教育、文化、罪刑の適正手続、犯罪被害者の権利と、納税、軍役等の義務が規定されている。

¹³ 「地方」とは、ロシア語では「クライ」(Край)である。一般に「地方」と訳されることが多いが、「辺区」などと訳した文献もある。いずれにしても、我が国で「東北地方」とかいうときの「地方」ではなく、ロシア連邦を構成する主体の一種である。

独自の憲章と法令を持つ。これら 6 種類は、それぞれ連邦的には同権である（露憲法第 5 条第 2 項、第 4 項）。我が国周辺の馴染みの深い構成主体を挙げれば、ハバロフスク地方、沿海地方、サハリン州などがある。なお、これらの構成主体の下に、地区、市、町、村などの地方自治体がある。

こうした連邦構成主体 地方自治体という区分とは異なった、連邦の行政地域区分として「連邦管区」というものがある¹⁴。全国を 7 つの管区に分け、それぞれに大統領全権代表を配置し、連邦に属する権限に関して管区内の各構成主体に対する監視、査察等を行う連邦の機関である。全権代表を始め連邦管区の職員は、ロシア連邦大統領府の職員である。我が国に隣接するのは、極東連邦管区であり、管区内には上記の 3 つを始め合計 10 の構成主体がある。

そして、ロシアは法治国家である。露憲法第 4 条第 2 項は「ロシア連邦憲法及び連邦的法律は、ロシア連邦の全領域において最高性を有する。」と規定される。一般に法令は、憲法（基本法）のほか、議会で制定される法律とそれに基づき政府の発する命令（我が国の場合は、政令、省令、告示など）がある。ロシアにおける連邦法令は、露憲法、連邦法（憲法的法律、連邦的法律）、大統領令、政府決定（命令）、省庁決定（命令）があり、この順に後者は前者に抵触できないという位階的な体系をなしている。

さらに、近代国家の基本である三権分立を原則とする。国家権力は、「立法権、執行権及び司法権への権力分立に基づいてこれを行行使する。」（露憲法第 10 条）と規定する。この三権分立に基づく国家権力のアクターは、ロシア連邦大統領、連邦議会、ロシア連邦政府、ロシア連邦の裁判所である（露憲法第 11 条第 1 項）。

以下において、それぞれのアクターについて、概観していこう。（図 2 - 参照）

2 - 1(1) 連邦大統領

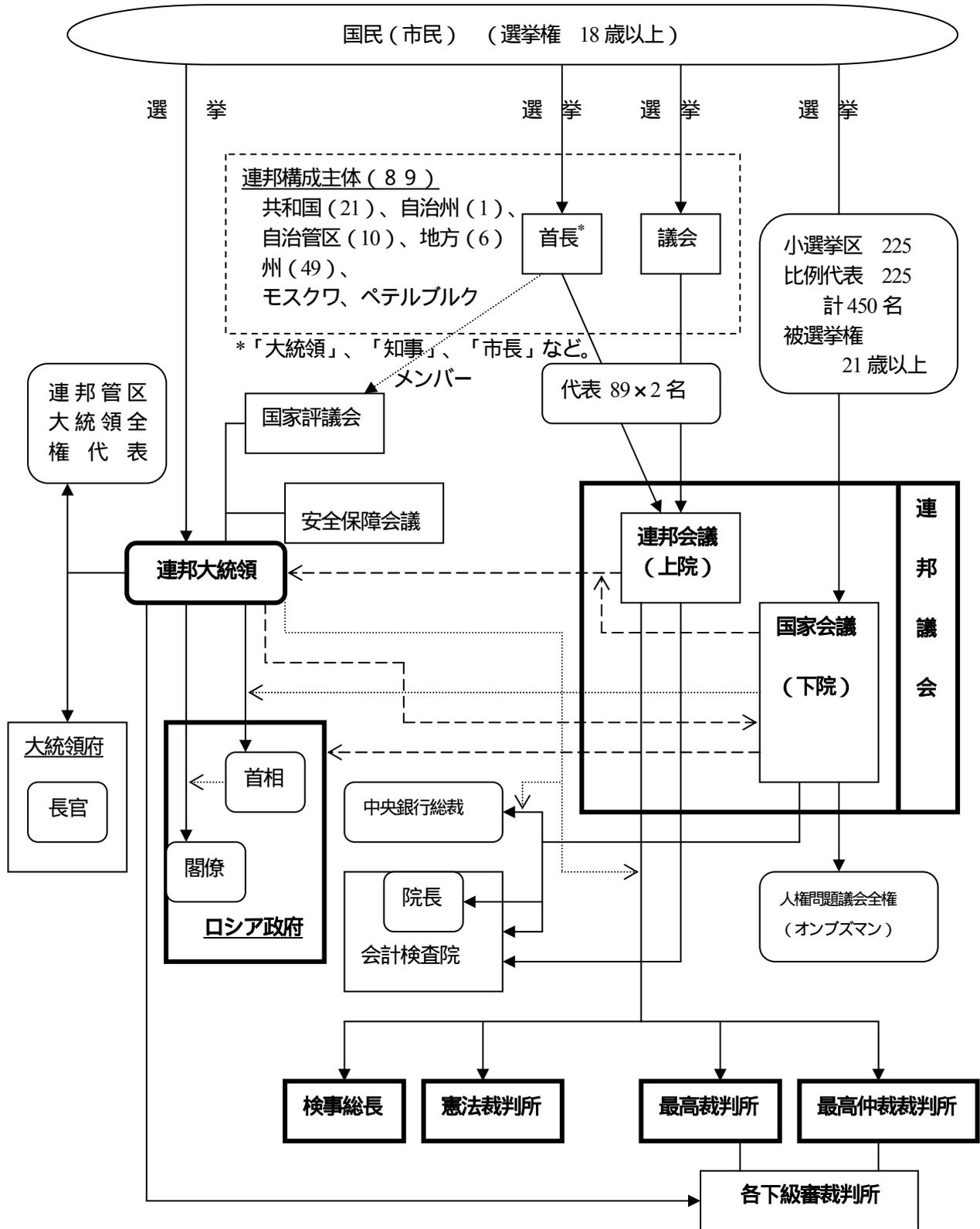
上記のように、三権分立の権力行使に 4 者のアクター¹⁵が存在することからも推定されるように、露憲法において、連邦大統領（以下単に「大統領」という。）は特異な存在となっているといわれる¹⁶。露憲法第 80 条において、大統領は、国家元首であり、憲法、人と市民の権利・自由の保証人であり、国家権力機関の調整のとれた活動と相互作用を保障するとされている。文理上からは、大統領は三権に超然した存在で、任期付きの立憲君主ともいうことができる。

¹⁴ 憲法で規定されたものではなく、プーチン大統領による大統領令により設置されたものである。ただし、大統領全権代表は、元々憲法に規定がある。

¹⁵ 露憲法では、連邦議会が立法機関、ロシア連邦政府が執行（行政）機関、裁判所が司法機関としてそれぞれ規定されており、大統領は執行権の長とは規定されていない。（例えば米国憲法では、大統領は行政権の長と明確に規定されている。）

¹⁶ 竹森正孝氏（小森田秋夫編（2003）第 3 章第 2 節）は、「超然大統領制」ともいいうるものであろうと記述されている。

図2 ロシア連邦の「国家のかたち」



(参考資料) 竹森正孝「ロシア連邦憲法」(日本語訳、七月堂)、小森田秋夫編「現代ロシア法」(東大出版会)

← 任命 ←..... 同意又は候補提案 ←----- 解任、議会解散など

大統領は、選挙（選挙権は 18 歳以上、被選挙権は 35 歳以上）により選出され、任期は 4 年で、再選は 1 回までである。大統領の主な権限は、次のとおりである。

- ・ 国家会議（連邦議会の下院）の同意を得て、ロシア連邦政府の首相を任命する。首相の提案に従い副首相、大臣を任命し、解任する。また、政府の総辞職を決定する。
- ・ 連邦中央銀行総裁任命のための候補者の提案、同総裁の解任提案。
- ・ 各最高裁判所¹⁷の裁判官候補者及び連邦検事総長の候補者の提案、検事総長の解任の提案、下位裁判所裁判官の任命。
- ・ 大統領府の組織、大統領全権代表の任命・解任。
- ・ 国家会議の解散。
- ・ 法案の提起。連邦法への署名・公布。
- ・ 連邦軍の最高司令官。戒厳令の布告。
- ・ 大統領令・命令の公布。

大統領令は、制定できる範囲は限定されない。通常、政府の命令は、憲法や法律により受任された範囲に限定されるが、大統領令にはそうした限定はされていない。ただし、憲法、連邦法に違反することはできないとされている（露憲法第 90 条第 3 項）。

大統領が解任されるのは、国家会議が国家転覆等の重大犯罪の疑いありとして弾劾を提起し、大統領の犯罪事実の存在が連邦最高裁判所の決定により確認され、弾劾手続きが適正なものであることが連邦憲法裁判所により確認された場合にのみ、連邦会議（連邦議会の上院）が解任する場合のみである。この場合、議決には 3 分の 2 以上の多数による採択等が必要である（露憲法第 93 条）。

2 - 1(2) 連邦議会（国会）

ロシア連邦議会は、連邦会議（上院）及び国家会議（下院）から構成される二院制である。

a. 連邦会議（上院）の構成と権限

連邦会議は、89 の連邦構成主体の代表制機関（議会）と執行機関（行政府）とからの代表 1 名ずつ、合計 178 名により構成される（露憲法第 95 条第 2 項）。従来は、各主体の議会議長及び首長（共和国大統領、知事、市長など）が自動的に連邦会議議員となっていたが、2000 年のプーチン改革の一環で各主体の議会が選出する者及び行政府が任命する者が議員になることとされ、議長及び首長の兼職は排除された¹⁸。

連邦会議の権限としては、連邦構成主体間の境界変更の承認、戒厳令・非常事態導入に関する大統領令の承認、大統領選挙の公示、大統領の解任（手続き等は上述参照。）、各

¹⁷ 連邦憲法裁判所、連邦最高裁判所及び連邦最高仲裁裁判所がある。

¹⁸ これと併せて大統領令により、大統領を議長とし、各構成主体の首長を構成員とする「国家評議会」が、連邦と構成主体との調整のための協議機関として設置された。

最高裁判所裁判官の任命、検事総長の任命・解任などがある（露憲法第 102 条）。

b. 国家会議（下院）の構成と権限

国家会議は、国民の選挙（選挙権は 18 歳以上、被選挙権は 21 歳以上）により選ばれる。議員は小選挙区から選ばれる 225 名と全国区から選ばれる 225 名、合計 450 名からなり、任期は 4 年である（露憲法第 95 条第 3 項、第 96 条第 1 項等）。ただし、大統領の指名した首相候補を 3 度拒否したとき及びロシア政府の不信任を 3 月内に 2 度決議したときは、大統領により解散されることがある（露憲法第 109 条）。

国家会議の権限としては、大統領の首相任命への同意権、政府の信任、中央銀行総裁の任命・解任、人権問題全権（人権オンブズマン）の任命・解任、大統領の弾劾決定などがある（露憲法第 103 条）。

c. 会計検査院

連邦会議及び国家会議は、共同で連邦予算の執行を監督するために会計検査院を組織する。その長官と検査官の半数は国家会議が、副長官と検査官の半数は連邦会議がそれぞれ任命・解任する（露憲法第 101 条第 5 項等）。

d. 連邦法の制定

連邦議会における立法過程を概観すると、まず立法発議権は、大統領、連邦会議、連邦議会各院の議員、連邦政府、連邦構成主体の立法機関に属する。また、各最高裁判所も、その管轄事項について発議権が認められている。なお、税その他直接国家財政に関することは、連邦政府の決定がある場合のみ、上程することができる（露憲法第 104 条）。

法案は、国家会議に付される。国家会議では、通常「読会」と呼ばれる 3 回の審議（各読会の間に所管の委員会における審査がある。）の後、第 3 読会で採択される。採択は、議員総数の多数により行われる¹⁹。（露憲法第 104 条第 2 項）

国家会議で採択された法案は、5 日以内に連邦会議の審議に付される。連邦会議の過半数の賛成がある場合のほか、14 日以内に連邦会議が審議をしないときは、連邦会議は法案を承認したものとみなされる²⁰。連邦議会が否決したときは、両院協議委員会を開催し合意を図るか、国家会議において再び 3 分の 2 以上の多数が賛成したときは、法案は採択されたものとされる（露憲法第 105 条）。採択された法律は、5 日以内に大統領に送付され、14 日以内に大統領が署名し、公布する。大統領が拒否した場合には、議会は再審議し、両

¹⁹ 通常の連邦的法律の場合である。このほかに、露憲法は「憲法的法律」というものを設けており、連邦会議の 4 分の 3 以上、国家会議の 3 分の 2 以上の多数の承認が必要とされている。憲法的法律は、憲法の定める問題を制定するとされており、国旗、国章、国歌の制定、非常事態における市民の権利・自由の制限、人権オンブズマン、連邦構成主体の地位、国民投票（レフェレンダム）の手続き、連邦政府の活動手続き、連邦の裁判制度に関して制定されることとされている。

²⁰ ただし、予算、税、財政、通貨、条約、国境、戦争と平和に関する法案は、必ず連邦会議で審議しなければならない（露憲法第 106 条）。

院がそれぞれ3分の2以上の多数で再度承認されたときは、大統領は7日以内に署名し、公布される。²¹

2 - 1(3) ロシア連邦政府（行政）

ロシア連邦の執行権は、連邦政府がこれを行行使するとされ、連邦政府は、首相、副首相及び大臣により構成される（露憲法第110条）。

首相は、国家会議の同意を得て大統領が任命し²²、他の閣僚は首相の候補提案に基づき大統領が任命する（露憲法111条）。政府の総辞職は、大統領により採択される。また、国家会議は、政府の不信任を採択することができ、その場合、大統領は政府を総辞職させるか、その決定に同意しないことができるが、3か月以内に再度国家会議が不信任を決定したときは、大統領は政府を総辞職させるか国家会議を解散する（露憲法第117条）。

政府は、露憲法、連邦法、大統領令に基づき、又はそれらの執行に際して、決定・処分（命令等 = アクト akt）を発出できる（第115条）。

2 - 1(4) 裁判所

ロシアの裁判所には、連邦憲法裁判所、通常の裁判所及び連邦仲裁裁判所の3種類がある。

連邦憲法裁判所は、大統領、連邦議会各院又は各5分の1以上の議員、連邦政府、他の最高裁判所、連邦構成主体の議会又は行政府からの請求により、連邦法その他の法令、構成主体の憲法又は憲章、連邦と構成主体との共管事項に関する法令などと露憲法との適合性に関する事件や国家権力機関の間の紛争を解決し、露憲法の解釈などを行う（露憲法第125条）。

通常の裁判所の最高審は、連邦最高裁判所である（露憲法第126条）。通常裁判所は、一般管轄権をもつ民事、刑事、行政その他の事件を審理する。連邦の通常裁判所には、連邦最高裁判所の下に、共和国最高裁判所又は他の構成主体裁判所（地方（クライ）裁判所、州裁判所、モスクワ市裁判所など）、地区裁判所、軍裁判所がある²³。原則として通常裁判所の裁判は、二審制（第一審、破毀審）である。

仲裁裁判所は、経済紛争等を解決する特別裁判所²⁴であり、その最高審が連邦最高仲裁

²¹ 立法としては、議会によるもののほか、国民投票（レフェレンダム）により直接行われる制度もある。現在までのところ実質的に機能していないようであるが、運用次第では議会の立法権を制約することも考えられるといわれている。また、大統領令が、事実上法律と同様に機能を果たしており、これも議会の立法権の制約になることもあるといわれる。

²² エリティン政権後半期において、国家会議の同意がなかなか得られなかったことは周知のことである。

²³ 各構成主体の裁判所としては、構成主体の憲法（憲章）裁判所、治安判事がある。

²⁴ ソ連時代に、国営企業間の経済紛争を処理した仲裁委員会制度から派生したものであるが、その機能は大きく異なっている。

裁判所である。その下に、10の管区仲裁裁判所及び構成主体仲裁裁判所があり、三審制(第一審、控訴審、破毀審)となっている。

連邦憲法裁判所、連邦最高裁判所及び連邦最高仲裁裁判所の裁判官は、大統領の候補提案に基づき連邦会議が任命し、他の下級審の連邦裁判所の裁判官は大統領が任命する(露憲法第128条)。裁判官には定年以外の任期がつかないが、法律で定める要件に該当するときは、罷免される。しかし、その場合においては、過半数が裁判官で構成される裁判官資格審査会による決議が必要であるなど、裁判官の独立性の確保が図られている。

刑事裁判に関連して、露憲法第21条において、死刑は、それが廃止されるまでの間、陪審員の参加する裁判を求める権利を被告人に与えられている場合に限り、例外的措置として法律に定めることができるとされている²⁵。陪審裁判は、93年導入当時において9つの構成主体地域において開始されたが、その後財政問題等からなかなか広がりが見られなかったが、プーチン政権の下で法律の整備が行われ、全国的に実施されることとなった。

2 - 1(5) 連邦と構成主体との権限区分

露憲法は、連邦と構成主体との管轄権限の区分を明確にしている(第71条~73条等)。

連邦の管轄としては、連邦憲法及び連邦法に関することを始めとして、人・市民の権利及び自由の規制と擁護、連邦機関の体系・組織、種々の領域における連邦政策の原則の制定、統一市場の法的基礎の制定、連邦エネルギー体系、原子力、連邦の運輸・鉄道・情報・通信、宇宙開発、連邦の対外政策、条約、戦争と平和、裁判所構成、検察機関、刑事、民事の訴訟に関する立法、気象観測、度量衡などが列挙されている(露憲法第71条)。

連邦と構成主体との共同管轄としては、連邦憲法・法律と各構成主体の憲法(憲章)、法律その他の法的アクトとの間の適合性保障、人・市民の権利及び自由の規制と擁護、天然資源の占有・使用・処分、環境保護、教育・学術・文化、社会的保護、大規模事故・自然災害・伝染病との闘い、行政・労働・家族・住宅等に関する立法、裁判機関等の職員、構成主体の国際関係の調整等が列挙されている(露憲法第72条)。

以上の管轄事項に関する権限以外の権限は、構成主体が保持する(露憲法第73条)。

連邦の管轄事項については、全国で直接効力を持つ連邦法が制定される。連邦と構成主体との共管事項については、連邦法と、それに従って構成主体の法律その他の法的アクトが制定される。構成主体のみの管轄となる事項については、構成主体の法律その他の法的アクトが制定される。

²⁵ ただし、経過措置的規定(附則)において、陪審裁判の審理手続きを定める法律が施行されるまでの間は、従来の審理手続きが維持されると規定され、死刑は行われていた。その後、連邦憲法裁判所が陪審裁判を選択できない裁判で死刑を申し渡すことはできないとの判断が示された。このことが、陪審裁判拡大の契機となったといわれる。(小森田秋夫「ロシアの陪審裁判」(2003年)参照)

2 - 1(6) 憲法における労働関係の規定

以上で、露憲法の規定に基づきながらロシアの「国家のかたち」の一応の整理を終えるが、労働法典の紹介に移る前に、露憲法において労働に関してどのような規定がおかれているか概観しておきたい。

露憲法第 60 条は、「ロシア連邦の市民は、満 18 歳から独立してその権利および義務を完全に行使することができる。」と規定する。ロシアの成人は 18 歳である。後にみるように、労働法典においても、18 歳未満について種々の配慮規定が置かれている。

第 7 条では、ロシアは「社会国家」であるとし、「人々の労働と健康を保護し、最低賃金の基準を定め」と規定する。

そして労働に関する包括的な条項が第 37 条である。少し長いが全文²⁶を引用しておきたい。

「第 37 条

労働は自由である。各人は、自己の労働能力を自由に使用し、仕事および職業を自由に選択する権利を有する。

強制労働は、これを禁止する。

各人は、安全および衛生の順守事項を満たす条件のもとで働き、いかなる差別もなく、連邦的法律の定める最低賃金水準を下回る事のない給与を受け取る権利および失業から保護される権利を有する。

ストライキの権利を含む連邦的法律に定める紛争解決手段を利用するの個別のおよび集団的な労働争議の権利は、これを認める。

各人は、休息の権利を有する。労働者は、労働契約にしたがって、連邦的法律の定める一継続労働時間、休祝日、有給年次休暇を保障される。」

2 - 2 ロシアの労働法概説

ロシアの労働法は、2002 年 2 月に施行されたロシア連邦労働法典（以下「労働法典」という。）がその中核をなす。旧労働法典は、社会主義時代の 1971 年に制定されたものであって、新体制（資本主義）に抵触しない限りにおいて引き続き効力を持つとされたいが、国有企業を別として、民間企業への適用は実際上難しい状態にあったといわれる。そこで、1990 年代の半ば頃から新しい労働法典の制定の動きが始まったが、その後種々の紆余曲折

²⁶ テキストについては、注 3 を参照。

を経てようやく施行にこぎつけられたものである²⁷。労働法典については、いくつかの文献において解説が行われており、それらを参考にしつつ、我が国の視点から特に関心の深いものを中心にいくつかの論点について整理していくこととしたい²⁸。

なお、この小論においてはあくまで規定上から読むことができるところのものを整理したにとどまり、実際の運用や実態がどこまで伴っているかについては今後の課題としたい。

2 - 2(1) 労働法典の全体像

個別の論点を取り上げる前に、まず労働法典の全体像を概観してみたい²⁹。なお、労働法典の規定内容の全体像を捕まえるために、また理解を促進する意味から我が国の労働関係法の規定との対比を念頭におきつつ、労働法典を概観したものを表にまとめたので、全体としてどのような規定があるのかについてはそちらを参照されたい（文末の別表）。

労働法典の第1編第1条によれば、労働法規の目的は労働権および市民の自由に対する国家保証の制定、良好な労働条件の創設であり、労働者および使用者の権利と利害の擁護であるとされ、また、労働法規の基本的課題は労働関係当事者、国家利益の最適な調整達成に必要な法的条件の創設であり、さらに労働関係および労働関係に直接関連する関係の法的規制であるとされている。

我が国の労働法が労働者の権利及び使用者の責務・義務についての規定が大半を占めるのに対して、ロシアの労働法典を通読してまず感じることは、労働権の保障、良好な労働条件の創設という目的からして、もとよりそうした規定が多くを占めることは避けがたいとしても、使用者の権利や労働者の責務についてもかなりの規定が置かれていることであろう。例えば、第21条において労働者の、第22条では使用者の基本的な権利と義務が包括的に規定されている。労使及びその団体間の平等が法の規定ないし構成において意識されていることが見て取られる。

そのことは、第2編における社会的パートナーシップという概念設定にも示されている。第23条においてそれは、労働者・その代表と使用者・その代表との間の相互関係システム

²⁷ 2002年労働法典の制定経過については、(財)日本国際問題研究所報告書(2003年)、中村(2002年)などで詳しく紹介されている。

²⁸ われわれの関心は、第一には現在のロシアにおいてどのような労働法が施行されているのかを知ることであるが、それとともに、実態はどうあれかつて「労働者の国家」を標榜し世紀の4分の3を存続し続けた経験のある国家であれば、自由化した現在においてもわれわれにも参考になるところがあるのではないかとの関心も持っている。ただし、ロシア労働法典がそのまま我が国の労働法制上の問題解決の方向を示すものとは考えていないし、多分そのようなことはないものと考えている。

なお、(財)日本国際問題研究所報告書(2003年)においては、ロシア社会の視点からは、賃金不払いの問題、最低賃金の規定(最低生活費以上)と現実とのギャップの問題、派遣労働者の規定がないことなどの論点が挙げられているが、それらは必ずしも我々の関心事ではない。

²⁹ 労働法典は、第1編(部)総則から第13編(部)までの62章・419条に14編(部)雑則(5か条)を加えた全424条からなる。なお「編」については、「部」と訳している文献もみられるが、この小論では田端監訳のテキストに従って「編」と標章することとしたい。

であると定義され、労働問題を調整するために労使間の利害関係の合意を導き出すことを目的とするとされる³⁰。

第1編および第2編の総論と呼んでよい部分の後、第3編で労働契約が取り扱われ、ついで第4編から第11編までで様々な労働規制について規定される。第4編、第5編が労働時間と休息、第6編、第7編が賃金とその他の給付、第8編が労働規律、第9編が職業訓練、第10編が労働保護（安全・衛生）をそれぞれ規定し、第11編では労使が他方に損害を与えた場合の物的責任について規定されている。第12編では、個別カテゴリーの労働者に関する労働規制の特例が規定され、ここでは女性、家庭責任をもつ労働者、年少者、兼職者、有期・季節労働者などについて特別の労働規制が規定される。実体規定の最後である第13編では、労働基準監督や労働紛争調整などについて規定されている。

2 - 2(2) 労働者概念、労働契約

さて、我々の関心の深いものとしてまず、労働関係そのものの基礎となる労働者や労働契約に関する規定をみていこう。

第15条に「労働関係」が規定され、「労働関係とは、労働法規、団体協約、諸協定、労働契約に規定された労働条件が使用者により保障されているもて、支払いを受けて労働者が労働的機能（ある種の専門性、技能あるいは職能による仕事）を個人的に遂行し、労働内規へ労働者が服従することに関する労使間協定に基づく関係をいう。」とされている。

ここで、労働者の定義として、仕事の給付と賃金等の労働条件の反対給付とのほかに、労働内規、又は労働規律への服従が規定されていることが注目される。我が国における「使用・従属性」と同種の定義であると考えられるが、実定法に規定されていることと、我が国のそれ³¹よりもやや広がりを感じさせる規定であるということができるよう思われる³²。

労働内規又は労働規律については、労働法典第8編に規定がおかれている。労働規律とは、法令、団体協約、労働契約等により定められた行動原則への労働者の義務的な従属のことであるとされ、使用者は労働者の労働規律順守の必要事項を作り出さねばならず、労働秩序は労働内規（就業規則）により定められるとされている（第189条）。

労働関係は、労使間の労働契約により発生する（第16条）。労働契約とは、使用者と労

³⁰ ロシアの労働組合のナショナルセンターとしては、ソ連時代の公式労働組合を源流とする「ロシア独立労組連合」（3,900万人）と、後発の「全ロシア労働連合」（127万人）及び「ロシア労働連盟」（125万人）の三つの潮流があるとされる。（堀田芳朗編著「世界の労働組合」（日本労働研究機構、2002年）

³¹ 蛇足になるが、我が国の労働基準法第9条の労働者の定義は、事業による使用と賃金の支払いとが規定されているのみである。また、労働組合法第3条の定義は、賃金により生活する者となっている。

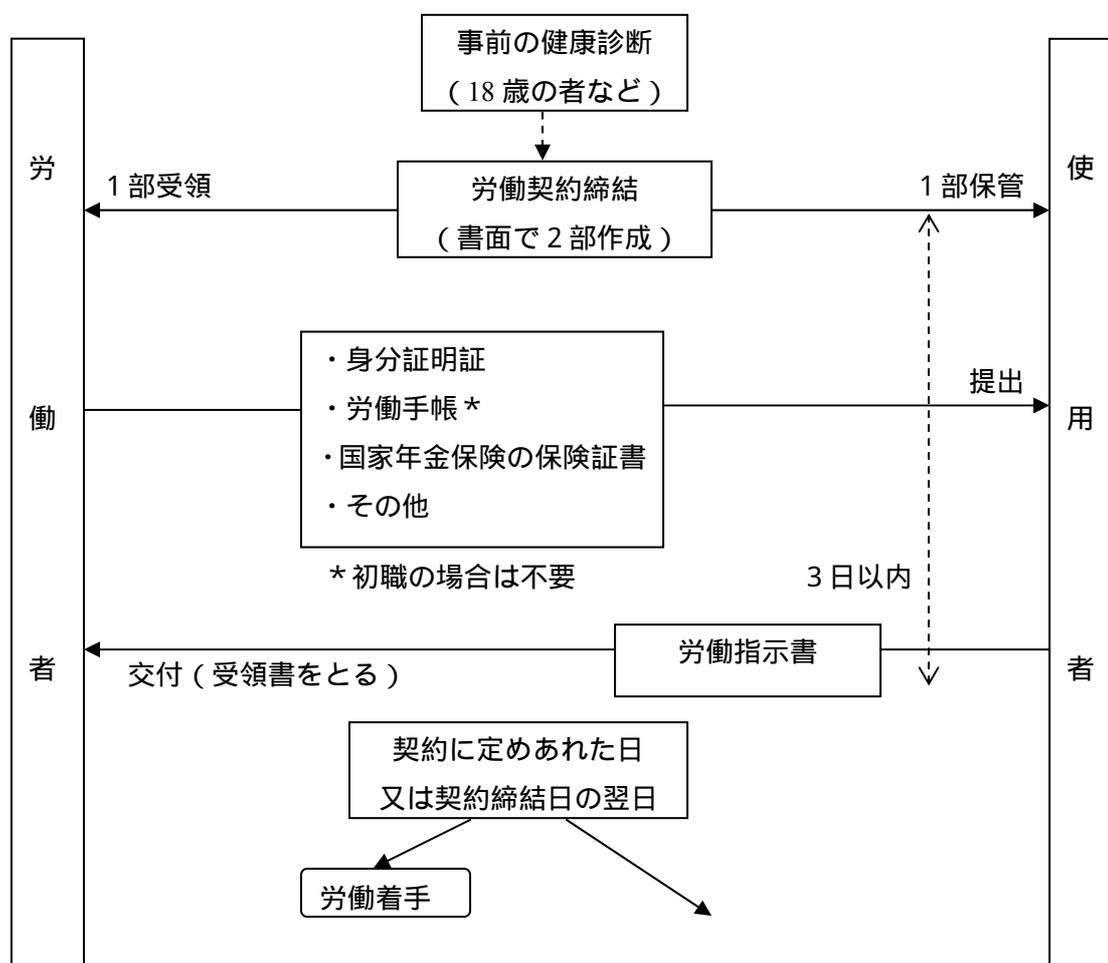
³² 第15条の規定はまた、個々の仕事の遂行は労働者がその持てる職業能力を発揮して行うものであり個人的性格を有するものであるが、その個々の仕事は使用者によって規律付けられることにより労働関係となるものと解することができる。したがって、労働関係がどうかについて、個々の作業に関して使用者により指示されることまでは必ずしも求められていないものとも読むことができる。

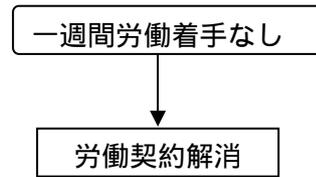
働者との合意であり、文書で締結される。労働契約の重要な項目として、勤務地、就業開始日、職務の内容、労使の権利・義務、労働時間、休息制度、労働に対する支払い条件、社会保障の種類・条件などが列挙されている（第57条）。

労働契約の期間は、期間を定めない契約又は定める場合は5年以下の期間に限られている。

労働契約締結から就業開始までの一連の手続きが定められており、その概略を図2 - のようになる。労働契約は書面で2部作成し、1部は労働者に交付され、他の1部は使用者が保存しておかなければならない。また、労働者は身分証明書などの一定の書類を使用者に提示し、又は預けなければならない。就業開始に当たって使用者は労働指示書を労働者に受領書を取って交付しなければならない。労働者は契約に定められた就業開始日（これが定められていない場合は、契約締結の翌日）に就労を開始しなければならない。正当な理由なしに1週間就労がないときは、当該労働契約は解消される。

図2 - 雇用の開始過程





雇用開始に当たって労働者が使用者に提出しなければならない書類の中に「労働手帳」がある。労働手帳については、労働法典第 66 条に規定されている。労働手帳は使用者のもとに保管され、労働者が行った労働、転勤、退職・解雇（その理由）、職場での成功報酬などに関する情報が記入される。賞罰のうち罰は、解雇の理由以外は記入されない。こうして、労働手帳は当該労働者の労働活動、職歴期間に関して証明する書類となる。この労働手帳制度に関して、林雅彦（2002 年）はその注 21 において、「先進国の感覚では、プライバシーの保持という点からも首肯しがたい面がある。」と述べているが、筆者は必ずしもそうと即断できない面があると考えている³³。

なお、労働契約に規定された以外の労働を行うことを労働者に要求することを禁止する旨の規定（第 60 条）がおかれていることも注目される³⁴。

2 - 2(3) 有期労働

ロシアの労働法典においては、有期の労働契約を締結できる場合が限定列挙されている（第 59 条）。主なものを挙げると、

- ・ 一時的な代替要員
- ・ 2 か月以内の一時的労働や季節労働
- ・ 事故、災害等への対処
- ・ 40 人（小売業、生活サービス業は、25 人）以下の小規模企業、個人営業
- ・ 企業の本来業務以外の仕事や一時的（1 年未満）な事業拡大
- ・ 研修、職業訓練
- ・ 兼職者
- ・ 年金生活者など
- ・ マスコミ、映画、演劇、コンサート、サーカス、プロ・スポーツなど

となっている。これらは、小規模企業を除き、期間の定めのない労働契約が締結できない

³³ 今後実態（当局の規制の状況を含む。）を把握して検討すべきものであるが、少なくとも労働移動を頻繁にする労働者にとっては、その職歴や実績が明確にされることには便利な面もあるのではないかと考えられるのではないか。

³⁴ 我が国においても、労働時間中はどんなことでも労働者にさせてよいといったように考えている向きがあるが、本来契約外の種類の仕事をさせようとするときは少なくとも契約変更の手続き（具体的には、労働者の同意）が必要であると解すべきものである。

ことに相当の理由がある場合であるといえることができる³⁵。

有期労働契約については、このほかに、当初の契約期間を超えて労働が継続された場合、また十分な根拠なしに締結された有期労働契約は期間の定めのない労働契約とみなされとの規定がある。さらに、期間の定めのない労働者に認められた権利や保障から逃れるために有期契約とすることは禁止されとの規定がある(第58条)。有期労働契約においては、その期間と有期契約となるべき根拠が記載される(第57条)。

なお、2か月以内の有期(一時)労働者に関して、途中で解約・解雇しようとするときは、3暦日前までに相手方に通知しなければならないとされている³⁶。なお、2か月以内の一時労働者に対しても、原則として退職手当が支払われると規定されている(第292条)。

我が国の場合、有期労働契約は、一定の事業の完了に必要な期間を定めるほか、高度な専門知識を有する者(研究開発、事業の開始・規模変更・廃止業務)や高齢者との労働契約については5年、その他は3年という上限規制がなされているが³⁷、さらに有期契約であることの必要性の根拠を明示するようにすることも必要ではないかと考えられる³⁸。

2 - 1(4) 試用期間

労働契約の締結に関してロシアの労働法典においては、第70条及び第71条において試用期間についての規定がおかれている。すなわち、労働契約を締結するときは、当事者の合意により、与えられた仕事への労働者の適性を調べるために試用期間を設けることができるとされ、その条件は労働契約に記載されなければならない。ただし、妊娠中の女性、18歳未満の年少者、職業訓練を修了し当該専門に係る職業に初めて就く者、企業間の合意により転勤してきた者など一定の者については、試用期間の設定はできない。

試用期間は、3か月を超えることはできない³⁹。

試用期間における見極めにより不適格と判断するときは、試用期間満了時に使用者は労働契約を解約する権利を有する。解約するときは、使用者は不適格の事由を示して3日前までに書面で当該労働者に通知しなければならない。この場合、通常の解雇に必要な労働組合の意見を考慮することは必要なく、また退職金も支給しなくてよい。

³⁵ 小規模企業についても、その経営の継続性期待の観点から、期間の定めのない労働契約の締結が困難な場合に含まれるといえるかも知れない。

³⁶ これは、一般の解雇予告期間が2か月とされていることの特則を定めたものと解される。

³⁷ 厚生労働省告示基準により、有期労働契約の更新の有無及びその基準、雇い止めに際しての予告等が定められている。

³⁸ これは、有期の上限年数が延長されたことに伴うものとともに、理由もなく短期の雇用期間を設定しようとすることへの対処でもある。さらにいえば、例えば契約更新において、当初予定されていた事業が何らかの事情で遅れたために行われる場合と当該事業が既に終了しているにもかかわらず行われる場合とでは異なる取り扱いとするべきものと考えられるが、当初における有期とする理由の明示はその判断に資するものと考えられる。

³⁹ 組織の代表者等経営層に属する者は、6か月まで認められる。

試用期間を過ぎても労働者が労働を継続することを認められているときは、試用期間による見極めは合格したものとみなされる。

我が国の場合、少なくとも法律レベルにおいて試用期間に関する規定はない⁴⁰。ロシアの労働法典のような規定が必要かどうかは議論の分かれるところであるが、労働異動が従来よりも頻繁に行われるとするならば、その整備も議論されてよいであろう。また、有期労働契約が同様の機能を果たすとの議論もあるが、両者は別の性格をもたせるべきものと考えることが適当であろう。

2 - 2(5) 労働契約の変更

ロシアの労働法典第3編に「労働契約の変更」という章(第12章)がある。基本的には、労働契約の変更には労働者の書面による合意が必要である旨が規定されている。

同一の企業における重要な労働条件の変更(使用者側の発意によるもの)については、労働者が労働上の役割の変更なく⁴¹就業を継続するという条件で認められるとされる。現段階ではこれが実際にどのようなことを意味しているのか定かではなく、今後の課題としたいが、筆者の印象からいえば、重要な労働条件の変更があるにもかかわらず労働上の役割の変更なく働き続けることは実際にはかなり困難なことではないかと考えられる。そこで実際に意味を持つのは、その次の項の規定ではないかと思われる。すなわち、新しい条件で職を続けることに労働者が合意しない場合には、使用者はその労働者の職能、健康状態に合致した組織内の別の仕事を提供することを書面で通知し、また、そうした職がない場合には当該労働者が遂行できる仕事で地位や賃金が低下する職を提供することを書面で通知しなければならない。このような職がなく、また労働者が使用者の提供する職を拒否したときは、当該労働契約は解約される⁴²(第73条⁴³)。

以上をまとめると、組織の変更等を実施しようとするときは、労働者の就業条件をできるだけ維持するようにつつ、労働者との合意の下で行われることとするが、労働者がこれを拒み、さらに代替の仕事を提供しよとしてもなお労働者がこれを拒否するときは、解雇できるとしたものと思われる。我が国において今後技術革新が急速に進展し、そのことが企業の労働組織の変動を伴うとすれば、こうした規定の導入も検討課題の一つにはなるう。

このほかに第12章には企業の所有者の変更の場合についての規定があり、企業の所有者

⁴⁰ 労働基準法第22条(解雇予告規制の適用除外)第4号に「試の使用期間中の者」という規定があるが、試用期間について規定したものではない。

⁴¹ 実際にどのような意味なのか現段階では不明であるが、組織上の地位や賃金水準が変わらないことを含むものと推定される。

⁴² これは結局、一種の変更解約告知ではないかと推定される。

⁴³ 労働法典第73条には、このほか、大量解雇につながるような場合には、労働組合代表者の意見を考慮して、6か月間のワークシェアリングを導入することができる旨の規定がある。

の変更は経営層以外の労働者との労働契約の解約の事由にはならないとされる。また企業の再編（合併、統合、分割等）に際しては、労働者の合意に基づき労働関係は継続するとされる。いずれの場合も、労働者がその継続を拒否したときは、労働契約は解除される⁴⁴（第74条）。

2 - 2(6) 労働契約の解除（解雇）

労働法典第77条において、労働契約の解除の一般的事由が列挙され、そのうち必要な規定がそれに続く条項で規定されている。労働契約解除の事由を類型化すれば、当事者（労使）の合意によるもの、契約期間の満了によるもの、労働者からの発意によりもの、使用者からの発意によるもの、上記2 - 2(5)の契約変更などを労働者が拒否したことによるもの、当事者の意思に関係のない事由によるもの⁴⁵、及び労働契約締結に関する規則違反によるものがある。

このうち使用者の発意による解除（解雇）については、解除できる場合が第81条に列挙されている。その主なものをみると、事業の廃止、人員削減、健康状態や勤務評価から見た職能不足、労働者の幾度にもわたる職務不履行により懲戒処分を受けたとき、無断欠勤、アルコール・麻薬等の影響下での出勤、秘密の漏洩など労働者がその義務を頻繁に破ったとき、その職の継続を不可能にする行為を行ったとき、事業に必要な国家秘密に関する許可が停止したとき、労働契約や法律に定められた場合、などが挙げられている。このうち、の人員削減と の職能不足にあっては、労働者の合意に基づき他に転職させることができない場合に認められる。なお、一時的な労働不能や休暇の期間の解雇は認められない。

使用者は、人員削減（上記の ）をしようとするときは、2か月（大量解雇に当たる場合は、3か月）前までに労働組合の代表者に書面で通知しなければならない⁴⁶。

また、勤務評定による職能不足、職務不履行による懲戒処分の事由により労働組合のメンバーを解雇しようとするときは、労働組合の代表者の意見を考慮して行われなければならない⁴⁷。

なお、事業廃止（組織の解散）及び人員削減により解雇される労働者に対しては、平均賃金月額額の退職手当が支給される⁴⁸。

⁴⁴ これらは普通解雇であり、労働法典上は後述の退職手当を支払う義務は発生しない。

⁴⁵ これには、軍務への徴用、裁判所等の決定に基づき前任者が復職した場合（別の職への転職ができないときに限る。）、医学的な労働不能の判断などが挙げられている。（第83条）

⁴⁶ 解雇の対象となる労働者個人に対しても、2か月前までに書面で通知される。ただし、労働者との書面による合意があれば、2か月の平均賃金を支払えば通知なしで解雇できる。（第180条）

⁴⁷ 労働組合が理由を示した意見において不同意であるにもかかわらず使用者が解雇した場合、労働者（労働組合）は国家労働監督機関に不服申し立てができる。同機関は、10日以内に審査を行い、違法であると判断したときは復職を命じる。

⁴⁸ さらに、解雇後2か月間（特別の場合は、3か月間）は、次の職が見つからない場合は平均賃金分が支

我が国においても、解雇ないし解雇をめぐる手続きについては法的整備を検討すべき事項が少なくないが、労働組合又は企業（事業所）の労働者代表の関わり方なども検討されることが必要であろう。（下記個人的労働紛争の項参照）

2 - 2(7) 個人的労働紛争の調整

個人的労働紛争については、そのための審理機関（労働紛争委員会）が設置されることとされ、個人労働紛争は当該機関又は裁判所に提起された労働に関する労使間で調整できない意見の不一致であると定義されている（第 381 条）。

労働紛争委員会は、労使が同数の委員を出し合うことにより組織される。労働側の代表は、労働者の総会又は代表者会議により選出される（第 384 条）⁴⁹。労働者は、使用者との直接交渉を行っても意見の調整ができなかったときに、労働紛争委員会で審理されるとの規定がおかれている（第 385 条）。

個人的労働紛争が生じたときの労働紛争委員会等による審理の手順は、図 2 - のとおりである（第 386 条～390 条）。

個人的労働紛争が裁判所で審理される場合には、労働紛争委員会への提訴後 10 日以内に審理が行われないうとき、労働紛争委員会の決定に対して不服があるとき、当事者は裁判所へ提訴できることとなっている⁵⁰。また、権利侵害の内容が採用の拒否や差別事案であるときその他一定のもので場合、労働紛争委員会が組織できないような使用者個人に雇われている場合などは、直接裁判所に提訴される。なお、労働紛争委員会の決定の内容が法令に抵触する場合には、検事が裁判所に提訴することもできる（第 391 条）。労働者に対しては、裁判費用が免除されるとの規定がある（393 条）。

紛争内容が解雇又は他の業務への配置換えであるときは、それらが違法と判断されるときは、審理機関は復職とともに、逸失賃金の支払いが命じられる。また、裁判所は慰謝料の支払いを決定することもできる（第 394 条）。

我が国においても、近年個別的労使紛争解決のためのシステムづくりに関する議論が盛んになっており、都道府県労働局による ADR のシステムが整備されたところであるが、今後は、上記のような企業内における紛争解決システムの整備について検討が進められることも求められよう。

払われるようである。また、病気等健康状態による職能不足、前任者の復職などによる解雇の場合は、2 週間分の退職手当が支払われる。

⁴⁹ 労働紛争委員会の経費等は、使用者が負担することのようである。

⁵⁰ 労働法典第 391 条において、個人的労働紛争に関しても労働者の利益を保護する労働組合が裁判所へ提訴することがある旨の規定がある一方、民事訴訟法典により個別紛争裁判への労働組合の関与を否定されているとのことである。（小森田編（2003 年）pp216）（労働法典第 383 条において、裁判所の審理方式は民事訴訟法により定めると規定されている。）

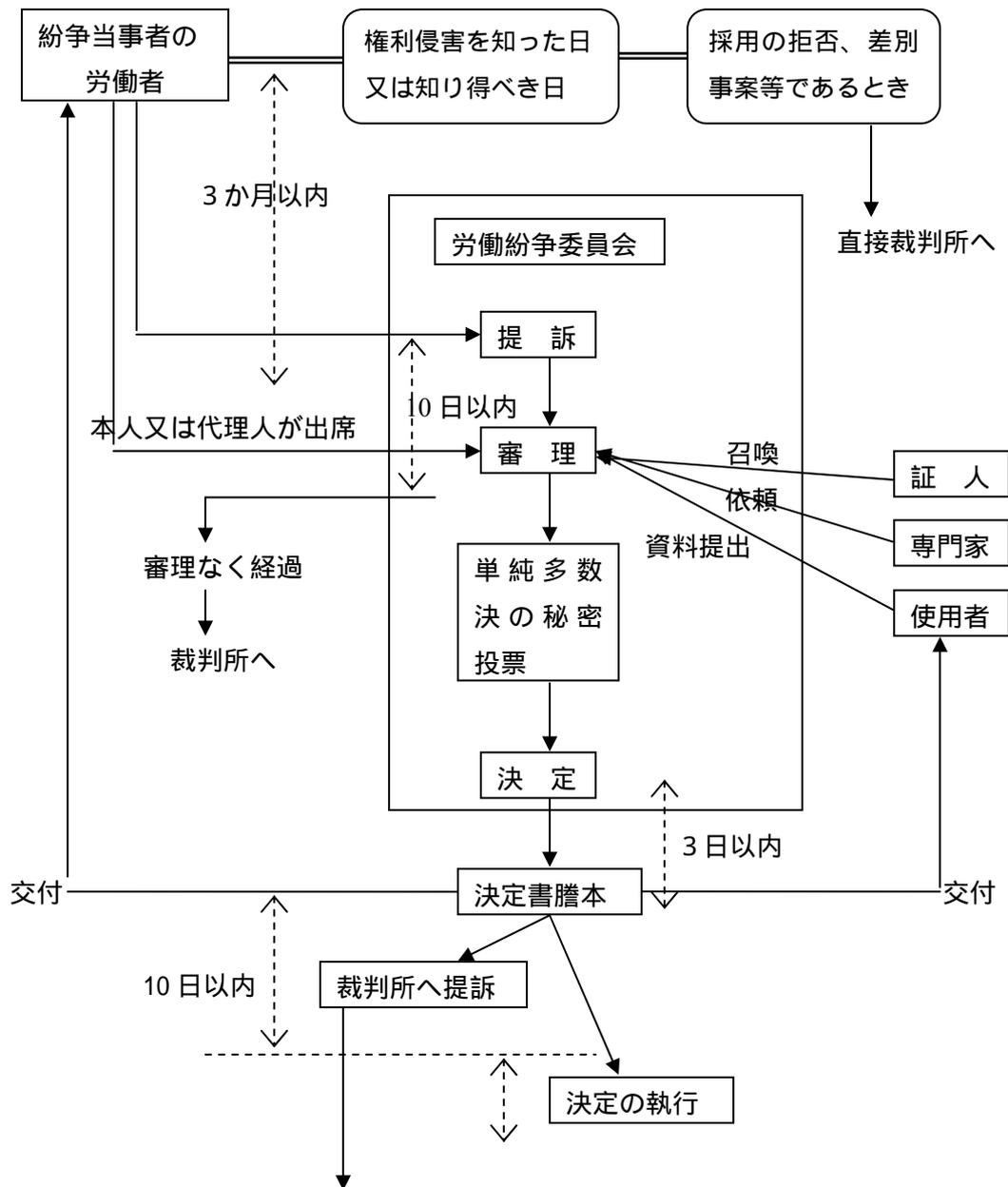
2 - 2(8) その他の興味深い条項

以上我が国の視点を念頭においた我々の関心事項について、ロシアの労働法典の内容を整理したが、これら以外にも注目される規定が散見される。以下、簡単に紹介しておきたい。

労働権

労働契約に規定された労働の労働者への提供は、労働者の権利であり、使用者の義務であると規定されている。(第21条、第22条)

図2 個人的労働紛争調整手続きの概要



3日以内

裁判所へ

執行されない場合、労働紛争委員会の発行する証明書により、強制執行が行われる。

労働者の個人情報保護

労働者の個人情報保護に関して、使用者が遵守すべき事項、手続き等が規定されている。

(第3編 14章)

兼職者の労働時間

通常の労働時間規制は、週 40 時間となっているなど我が国と類似する面が多いが、その中で、兼職者については通常の労働時間を超えることとなる労働は 1 日 4 時間、週で 16 時間を超えてはならないという興味深い規定がある(第 98 条)。

週ごとの連続した休息の長さ

一労働日において休憩及び食事の時間は 30 分以上 2 時間以内で労使間の合意で決められるなど我が国と内容的に類似の休憩時間規制が定められているが、その中で週ごとの連続した休息の長さという規定があり、42 時間以下であってはならないとされている(第 110 条)。すなわち、例えば月曜日の午前 9 時にその週の労働が始まるとすれば、少なくとも土曜日の午後 3 時には仕事が終了していなければならないこととなる⁵¹。

祝日

祝日が労働法典に規定されている(第 112 条)。全部で 11 日あり、うち 2 日連続の祝日が 2 回(1 月 1、2 日の新年、5 月 1、2 日の春と労働に祝日)ある。なお、ロシアのクリスマスは 1 月 7 日である。

個別カテゴリーの労働者に関する労働規制

一般規制とは異なる特殊性が必要なカテゴリーの労働者について、規定されており、女性・家族義務を負う労働者、18 歳未満の年少者、経営執行者、兼職者、2 か月未満の有期労働者、泊まり込み勤務者、個人使用者の下で働く労働者、在宅労働者、極北地方等で働く労働者、運輸労働者、外交関係労働者、医療労働者、マスコミ等の労働者などについて、労働時間、就業制限、休日・休暇、費用補償、訓練、災害予防等に関して所定の規制が規定されている。

⁵¹ ロシアの中堅層以上の市民は、週末は郊外の「別荘」で過ごすことが多いといわれている。

2 - 3 小括

以上、ロシアにおける労働法典の規定内容について、我々の関心をベースに整理した。かつてソ連時代から引き継いだ旧労働法典は、国营企業のみ適用されるものという意識が少なからずあったが、2002年に現行の労働法典が成立してようやく新時代の労働法が整備されたともいわれる。繰り返しになるが、この小論は我々の研究の最初の第一歩としてあくまで法文の規定をなぞったものでしかなく、ロシア経済社会の中で実際にどのように機能しているのかについては、今後の課題として残されているが、少なくともこの労働法典に規定されている方向に向かってロシアの労働社会は動き出しているということはいえそうである。

参考文献

- 小森田秋夫編「現代ロシア法」（東京大学出版会、2003年）
（財）日本国際問題研究所報告書「プーチン政権におけるロシア社会・労働法制の改革」
（平成14年外務省委託研究、2003年）
林雅彦著「ロシアの労働・社会保障事情および新労働法典について」（日本労働研究機構
『海外労働時報』2002年12月号所収）
竹森正孝訳・解説「ロシア連邦憲法」（七月堂、1996年）
田畑伸一郎（北海道大学スラブ研究センター教授）監修訳 「ロシア労働法典」（北海道
（総務部国際課ロシア室）ホームページ所収）
中村賢二郎著「2002年ロシア連邦労働法典とその制定をめぐる関係資料(1)」(2002年、
「高松大学紀要39」・研究調査資料所収)
兵藤慎治著「多民族連邦国家ロシアの行方」（ユーラシアブックレット 46、東洋書店、
2003年）
中村逸郎著「ロシア市民 体制転換を生きる」（岩波新書643、1999年）

今後の課題

以上、最近におけるロシアの労働経済の現状と労働法制を概観してきた。

我々が次に取り組むべき課題は、これまでもしばしば記述したように、上でみた制度が実際にはどのように運用され、機能しているのかを調べることである。例えば、「労働手帳」制度など、興味を惹かれるテーマが多い。また、ロシアの労働者がいきいきと働いているかどうか、関心がもたれる。

とはいえ、これら個人的な興味と関心はさておき、ロシアの労働を研究することの意義は、少なくとも現在は、その制度・政策を他山の石として我が国の参考にするという方向のものではないであろう。したがって、闇雲にただ実態を調査するだけでは、われわれに課せられた責務を果たすことにはならない。

そこで、我々がロシアを研究する意義を導いてくれるものは、ロシア研究の先学が提起してくれているものである。すなわち、「新生ロシアは、苦節 10 年を経て学習効果を積み、今日的状況に即応できるシステムを構築してきており、21 世紀になって本格的に立ち直りを見せている」のであり、「近年では、地方経済の活性化と直接結びつく経済交流・協力の拡大を目的にした交流が、地域間交流の主流になってきている」。そして、「スモールビジネス推進が対口輸出復活のカギの一つとしてその役割を高めていることでもあり、活発な地域間交流を日口貿易全体のなかに位置づけていくことも重要な課題である。」（小川和夫著「日本・ロシア経済関係の新展開」（ジェットロ、2002 年）第 8 章「着実に進む環日本海の経済交流」p205～208）というものである。

我々は、今後、我が国の日本海側の地域とロシア極東地域との経済的交流を中心に研究をすすめていくこととしたい。それは、そうした地域の経済活性化と雇用開発の視点を踏まえるものである。

ロシア極東地域は、1 の共和国、2 の地方（クライ）、4 の州、1 の自治州、1 の自治管区の合計 9 つの連邦構成主体が存在する。面積は 620 万平方キロメートル程度（我が国の 17 倍）あるものの、人口は 700 万強を数えるのみである。確かにもう一つの巨大な人口を擁する隣国「中国」のように、労働力活用型の経済交流をめざすことはできないが、豊富な天然資源とそれをベースとした水産業、木材産業の盛んな地域であり、また、石油や天然ガス開発を中心としたプロジェクトが展開している地域でもある⁵²。

地域経済の発展は、より広域の経済循環に入ることによって進展することが少なくない。例えば、図 3 の上段のように、何らかの要因によって強いバリアとでもいえるものがあって交流のない二つの地域は、それぞれの地域内の経済循環によって雇用を含めた経済

⁵² 大陸棚の石油・天然ガス開発をめざした国際プロジェクト「サハリン 1」及び「サハリン 2」はあまりにも有名である。

の規模が規定されざるを得ない⁵³。しかし、この両地域の交流が行われるようになれば、図下段のように重層的な経済循環が行われるようになる。交流が行われることだけによって、両地域間において、流通、金融、観光、旅行などの産業が展開されるが、それだけにとどまらず、両地域の人々はより多様化したニーズを持つようになり、それが経済的な需要拡大となり、産業が、そして雇用が拡大することが予想される。

我々の今後における研究課題は、ロシアの労働法制を中心とする経済に関連した制度とその運用実態の把握をベースとして、こうした両地域（ロシア極東地域と我が国日本海側諸地域）における経済循環とその交流関係をとらえ、経済発展の方向性を探ることにあるとしたい。

参考文献

- 岡田進著「ロシア経済図説」（ユーラシアブックレット 19、東洋書店、2001年）
望月喜市著「ロシア極東と日ロ経済」（ユーラシアブックレット 20、東洋書店、2001年）
白鳥正明著「ロシア市場経済化10年」（ユーラシアブックレット 34、東洋書店、2002年）
藤森一朗著「日ロ平和条約への道 行動計画・サハリン開発を通じて」（ユーラシアブックレット 48、東洋書店、2003年）
小森田秋夫著「ロシアの陪審裁判」（ユーラシアブックレット 53、東洋書店、2003年）
（財）環日本海経済研究所「北東アジア経済白書」（新潟日報事業社、2003年）
小川和夫著「日本・ロシア経済関係の新展開」（ジェットロ、2002年）
小川和夫著「ロシア経済事情」（岩波新書 589、1998年）

⁵³ 図3 の経済循環は、経済を規定するものは、少なくとも近代以降においては需要であるとの考えの下に、大要的図式的に示したものであり、必ずしも完成されたものではない。

図3

地域経済循環と交流

